

## No.1 ○豊明市議会定例会会議録(第4号)

平成23年3月2日

### 1. 出席議員

1番	毛 受 明 宏	議員	2番	近 藤 郁 子	議員
3番	三 浦 桂 司	議員	4番	一 色 美 智 子	議員
5番	中 村 定 志	議員	6番	杉 浦 光 男	議員
7番	平 野 龍 司	議員	9番	石 橋 敏 明	議員
10番	平 野 敬 祐	議員	11番	村 山 金 敏	議員
12番	安 井 明	議員	13番	松 山 廣 見	議員
14番	榊 原 杏 子	議員	15番	山 盛 左 千 江	議員
16番	伊 藤 清	議員	17番	月 岡 修 一	議員
18番	堀 田 勝 司	議員	19番	坂 下 勝 保	議員
21番	矢 野 清 實	議員	22番	前 山 美 恵 子	議員

### 2. 欠席議員

8番 山 田 英 明 議員

### 3. 職務のため出席した議会事務局職員の職、氏名

議会事務局長	佐 藤 政 光 君	議事課長	成 田 宏 君
議事課長補佐	松 林 淳 君	議事課長補佐	石 川 晃 二 君
兼庶務担当係長		兼議事担当係長	

### 4. 説明のため出席した者の職、氏名

市 長	相 羽 英 勝 君	副市長	平 野 隆 君
教 育 長	後 藤 学 君	行政経営部長	宮 田 恒 治 君
健康福祉部長	神 谷 巳 代 志 君	経済建設部長	三 治 金 行 君
消防長	神 谷 清 貴 君	教育部長	竹 原 寿 美 雄 君
行政経営部次長	横 山 孝 三 君	行政経営部次長	大 林 栄 美 君
兼秘書政策課長		兼財政課長	
健康福祉部次長	加 藤 誠 君	健康福祉部次長	原 田 昇 君
兼高齢者福祉課長		兼医療健康課長	
経済建設部次長	鈴 木 重 利 君	経済建設部次長	加 藤 慎 君
兼都市計画課長		兼環境課長	

会計管理者 塚本邦広君 総務防災課長 神谷元弘君  
兼出納室長  
監査委員事務局長 福井康夫君

## 5. 議事日程

### (1) 一般質問

三浦 桂司 議員  
近藤 郁子 議員  
山盛左千江 議員  
石橋 敏明 議員

## 6. 本日の会議に付した案件

議事日程と同じ

午前10時開議

### No.2 ○議長(矢野清實議員)

皆さんおはようございます。

ただいまの出席議員 20 名でございます。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付いたしました議事日程表に従い会議を進めます。

日程1、一般質問に入ります。

最初に3番 三浦桂司議員、登壇にてお願いいたします。

### No.3 ○3番(三浦桂司議員)

議長のご指名を受けましたので、通告に従い一般質問をいたします。

この1期・4年、うまくいった質問と上滑りした質問と、いろいろありましたが、豊明市の方向性、方針を何う内容に努めたつもりです。

きょうで、今期最後の一般質問となります。

きょうは、うちの嫁さんも来ていただきまして、新しいネクタイを新調していただきました。容姿のほどはさほど自慢できませんが、器量のほうは、ふらふらする私を一生懸命支えてくれて、日本一だと思っております。

また、4月末に待ち構える大きな苦難に、手を携えて乗り越えていきたいと思っております。

我々は、市民の人、地域の方々が困っている現実を見据えて解決しなければならないと

思っております。

一般質問をする中で、大幅な定員オーバーであったコスモス児童館の増築、日々頑張っておられる子ども見守り隊の人の学校行事への参加、緊急時対策本部が設置されていなかった豊明市危機管理対策本部の創設、対応可能な災害時要援護者名簿の作成、大幅削減の中で開催している市民参加型豊明まつりのあり方、また小中学校のホームページへの「i(アイ)ーモラル」の掲載、増加する外国籍の方の日本語支援などを成就することができて、市民、地域の方は喜んでおられます。

自分の地域を愛せない、自分の地域を守れない、そのような方が豊明のあり方を述べる姿には、大きな違和感を覚えます。

困ったときはお互いさまと、人情の機微あるまちにしていきたいと思います。

現状の不平不満ばかりを口にする人に同調する傾向にありますけれども、他人を攻撃して自分が正しいという手法には賛同はできません。

まず最初に、命を守るという観点から、木造住宅耐震補強促進についてお聞きいたします。

愛知県知事選、名古屋市長選では、河村たかしの手法が圧倒的に支持されました。内容はともかく、一点集中的に、否定されても否定されても市民税減税、議員報酬半減を訴えかけた点は、見習うべき点もありました。

先月、2月22日に、ニュージーランドのクライストチャーチ付近でマグニチュード6強の直下型地震が発生し、日本人を含む多くの死傷者が出ております。原因の多くは、耐震強度の低い建物の倒壊により圧死したケースです。倒壊した家屋の映像を見て、東海・東南海地震が発生したらどうなるのかという思いを強くいたしました。

耐震化が必要なのは十分理解していても、多くの家庭はなかなか耐震補強をしようとはいたしません。それは、金銭的な問題であったり、高齢者世帯であったり、借家世帯であったり、形態はさまざまです。

私の住む阿野地区を始め、豊明市内には、緊急時に消防車、救急車が入れない地域が数多くあります。

政府は、生活環境の改善、住生活の安定確保を目的とした社会資本整備総合交付金を財源とした補正予算により、木造住宅の耐震補強への補助金の割り増し制度を期限つきで決定しました。

これは、従来の木造住宅の耐震補強助成60万円に対して、さらに30万円上乘せする制度です。豊明市の受付期間は、昨日1日からこの3月25日までとされております。

以下の点について伺いたいと思います。

耐震ローラー作戦は、今後も続けるつもりか。

2番目、一室安全、耐震シェルター、耐震ベッドについての考え。

3番目、当市が予想する耐震受付件数をお聞きします。

次に、安心・安全のための広域化について伺います。

私は、この数カ月間に縦割り行政を感じました。

1つは、迷い犬の問題。

私の住む地域は、豊明市の南東に位置して、東は刈谷市、南は大府市に隣接しております。

12月議会の最終日、JA阿野支店のフェンスに首輪をした飼い犬らしき犬がくくりつけられており、どういう対応をしたらいいのかと、ご近所の方から連絡が入りました。すぐに駆けつけました。

豊明幹部交番に来ていただいて対応を伺うと、豊明幹部交番に引き取られると、動物保護管理センターに1日～2日で引き渡してしまいます。その後の形はどうなるかわかっておりません。

また、近隣市町と隣接する地域の方が行方不明となり、一晩中探し続けました。発見された場所は刈谷のオアシスで、幸いにも命に別状はありませんでした。

豊明市は愛知県管内で、東郷町、日進市などと捜査はできますが、管外であるとなかなか捜査連携が面倒な部分があります。

そこで、以下の点について伺います。

飼い犬の広域連絡方法について。

2番目は、認知症の方の広域捜査方法についてを伺います。

続いて、インターネットパトロール隊についてのその後について伺います。

インターネットの便利さの裏側においては、さまざまな犯罪が出ております。

法務省は、インターネットを通じたハイテク犯罪防止のために、コンピューターウイルスの作成、保管などに対する刑事罰の新設や、電子データの差し押さえをしやすくする刑法、刑事訴訟法などの改正案をこの通常国会に提出しております。

サイバー犯罪が拡大傾向にある中、ウイルスの作成・配布を直接罰するという国内法はまだありません。

法務省の担当者は、「サイバー犯罪の摘発強化は国際的な課題である。成立すれば、ウイルスを介しての情報流出にも対処できる」と、必要性を指摘しております。

企業の情報漏洩、サイバー攻撃などが相次ぐ中、インターネットの犯罪対策を強化するために、「コンピューターウイルス作成罪」の創設を柱として、刑法等改正案を通常国会に提出しております。

当市においても、過去に沓掛中学校の書き込み問題がありました。豊明市にあってはならないと思いますが、再び人命にかかわるような書き込みがあった場合の対応を伺いたいと思います。

最後に、豊明まつりの今後について伺います。

3年前より市民参加型となっている豊明まつりですが、多くのボランティアの人の支え、協力によって成り立っております。

今後も豊明まつりを続けていく上において、お伺いいたします。

赤字になっても支えてくださる方への甘えはないのか。

2番目は、職員ボランティアの士気低下はないか。

3番目は、市民参加型は根づいているのか。

最後に、予算配分はだれが担っているのかを伺います。

以上で、壇上での一般質問を終わります。

#### No.4 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.5 ○経済建設部長(三冶金行君)

経済建設部のほうに2項目についてご質問をいただきました。順次、お答えをいたしたいと思えます。

1項目目の木造住宅耐震補強促進についての中での、耐震ローラー作戦は今後も続けていくつもりかについてでございますが、耐震ローラー作戦は、平成20年度より進めているもので、優先度の高い地区であります阿野区、前後区を終えているところでございます。

今年度は、三崎区の一部、4町内会177戸を訪問いたしました。

平成23年度も引き続き、三崎区の残る区域、3町内会で実施を予定しております。

次に、一室安全、耐震シェルターや耐震ベッドの豊明市の考えについてであります。木造住宅耐震改修補助制度は、愛知県の補助金とあわせて進めているところでございます。

この制度は、有事のときに家のどこにいても一応安心できる、家がつぶれない、こういう考え方で進めているところでございます。

現在の制度にて進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

次に、本市が予想する耐震受付件数の見込みでございますが、昨年の耐震改修要望の段階では、平成23年度に国費の上乗せ補助の可能性があると情報がありました。このことを踏まえまして、本市では耐震改修実績が平成21年度に10戸、平成22年度には14戸であったことから、平成23年度は25戸を見込みました。

しかし、平成22年度の国の補正では、上乗せ補助はこの22年度補正に限る旨の説明があり、この補正は繰り越すことと考えております。

したがって、平成23年度当初予算に計上した25戸の上乗せ分を、3月補正予算に計上いたしました。

補正予算につきましても、ご理解をいただきますようお願いを申し上げます。

続きまして、2項目目の、命を守るための広域化促進についての中での、飼い犬の広域連絡方法についてでございますが、本市では、迷い犬の連絡を受けた場合、愛知警察署と県動物保護管理センターに連絡をすることとしております。

状況に応じて、派出所や隣接市町に電話連絡をし、飼い主等を調べています。

警察では、遺失物として登録をすると、県内の各警察署の端末で情報を見ることができまますので、県内全域での搜索等が可能になります。

また、県動物保護管理センターでは、当事者に関係機関の連絡先を伝え、直接連絡をしていただくようにしています。これは、飼い主に責任ある行動を促すと同時に、間接的な連絡による情報伝達の誤りを防ぐためでもあります。

ご質問の広域連絡方法につきましては、行政機関の違いによって電算システムなどによる情報の一元管理が現在は難しいため、行方不明や保護の状況に応じた関係機関との相互連絡に努めているところでございます。

終わります。

#### No.6 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

#### No.7 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、命を守るための広域化促進のうち、認知症の人の広域捜査方法につきましてお答えをいたします。

認知症は、だれにでも起こり得る脳の病気によるもので、85歳以上になると4人のうち1人に認知症の症状があると言われております。

この方が行方不明になり安否が確認できない状態に陥ることは、容易に想像できるところでございますが、この場合、広域的に捜査をするための情報の提供につきましては、できる範囲で個人情報保護条例等の法令に抵触しない情報を提供してまいりたいと考えております。

また、このような状態にならないために、現在、PHSを利用いたしました探知機を家族に貸与いたしまして、徘徊高齢者の位置検索を行う「徘徊高齢者家族支援サービス」や、豊明市メール配信サービスの「防犯・防災情報」も有効な手段の一つであると考えております。

また、認知症につきましては、正しい知識を持ち、助け合うことができれば、認知症の方もその家族も穏やかに暮らすことができます。

そうした支え合いの輪を広げるために、認知症になっても安心して暮らしていけるまちづくりを目指しまして、認知症サポーターを養成するとともに、認知症サポート事業所等登録制度によりまして、市内各病院、事業所、商店、コンビニ等に啓発シールを配布いたしまして、広く市民の皆様方に理解と協力を得てまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.8 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.9 ○教育部長(竹原寿美雄君)

それでは、教育部から、インターネットパトロール隊のその後はについて、学校教育の立場でご答弁申し上げます。

社会の情報化が進展し、コンピューターや携帯電話が普及することにより、情報化の影の部分で深刻な社会問題になっております。

児童生徒は、学年が上がるにつれて、次第にそれらを日常的に用いる環境の中に入り、学校や児童生徒の実態に応じた対応が学校教育に求められております。

そうした中で、本市におきましては、インターネットや携帯電話を扱う際の心構えを養うために、小中学校における「ケータイ安全教室」等の情報モラル教室の開催を推進しており、市内各小中学校で実施されております。

また、愛知県教育委員会では、「i-モラル」と題した情報モラル専用サイトを21年度から開設し、県内の情報モラルに関する学校の取り組みを地域や学校種別に整理して、ユーザーが見やすくなるよう写真とテキストで紹介しております。

教職員、保護者に周知を図るとともに、各学校の実践例を見てもらい、学校や家庭における情報モラル教育の向上を図っております。

インターネット上の掲示板への書き込みによる誹謗中傷やいじめといった問題には、関係機関と連携をとりながら対応する必要があります。

そのために、インターネットパトロール隊などの監視する体制についても、その可否も含め、引き続き調査研究を行っていく必要があると考えております。

この問題に対して中学校では、技術・家庭科の「情報とコンピューター」の単元において、コンピューターの利用や情報モラルについて学習し、情報能力の育成を図っております。

また、道徳の時間などで、他者への共感や思いやり、法や決まりの持つ意味について、子どもたちが考えを深めることができるように働きかけることも重要であると考えております。

教育委員会といたしましても、インターネット上の掲示板への書き込みによる誹謗中傷やいじめは絶対にいけないことや、掲示板への書き込みは発信者が特定できること等、「明るく安全なネット社会の17条」を用いて、子どもたちへの働きかけを進めてまいります。

それから、保護者に対しましては、「児童生徒が使用する携帯電話へのフィルタリング利用促進のための取り組みへの協力」等、文書や公共のリーフレットにより情報モラル教育に関する情報提供に努めてまいります。

これからも、さまざまな機会を通して情報モラル教育に取り組み、繰り返し指導する中で、望ましい情報社会の創造に参画しようとする態度の育成を図っていきたいと考えております。

質問にありましたような人命にかかわる問題がひとたび発生すれば、警察のご協力をいただきながら、解決に向かって努めていくところになると思います。

以上、終わります。

#### No.10 ○議長(矢野清實議員)

平野副市長。

#### No.11 ○副市長(平野 隆君)

それでは私のほうからは、豊明まつりの今後はということで4点ほどご質問がありますので、順次、お答えをいたします。

まず、赤字になって支えてくれる人の厚意に甘えはないかということでありますけれども、ご承知のようにこの豊明まつりは、毎年、市役所会場を始め各会場において、限られた予算の中ではありますが、まつりを運営されております。

そんな中で、まつりの趣旨に賛同し、協力していただいている方々には、本当に頭が下がる思いであります。感謝申し上げます。

今後、そうした方々のご意思、ご厚意に甘えることなく、より良い市民参加のまつりとして開催をしていこうというふうに思っております。

2点目です。ボランティアの士気低下はないかということであります。

市民参加まつりのサポーターとして職員ボランティアを募集して、3年間まつりを盛り上げるのに尽力をしてきたところがございます。今後も、市民の方々、あるいは団体の方々と市の職員が協働してまつりを盛大に開催していくため、ふるさと意識をはぐくみ、我がまちのまつりとして職員の意識を高めていきたいと思っております。

市民参加型は、根づいているかという3点目であります。

平成22年度より、夏まつりと同様、市民で組織する「豊明まつり実行委員会」を立ち上げました。この実行委員会を中心に、今後もまつりを市民と協働で進めていきます。

4点目、予算配分は、だれが行っているかということであります。

企画立案及び予算配分に関することは、すべて「豊明まつり実行委員会」において担っております。

以上で説明を終わります。

#### No.12 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.13 ○3番(三浦桂司議員)

木造住宅の耐震補強から始めます。

今期、市長は、公共施設の耐震化を進めました。私は、木造住宅の耐震化を進めたいと何度も一般質問を繰り返しました。

政府の新成長戦略においても、耐震化が不十分な住宅を20年度までに5%にするという目標があります。

繰り返しになりますけれども、私の持論というのは、1に建てかえ、2に耐震補強、3に一部の部屋だけでもいいから耐震シェルター化する、また耐震ベッドの補助という考えもあるということ、何度も繰り返し一般質問してきました。

預貯金は少ない、耐震化したいけれど借金してまではという家庭と、お金はあるけれども、ちょっと面倒という家庭に分けて考えなければならないと思います。

人それぞれ家庭の事情に合った判断が必要で、今回の30万円の補助の拡大というのは、利用者にとっては大変ありがたい制度ですが、あくまで工事費用の一部でしかありません。

私も郷中、郷中というのはちょっと差別用語か、もし差別用語であれば取り消しますけれども、地域の中の奥に入った人から相談を受けるときがあります。

実際、「30万円の補助金が上乗せになっていますよ、耐震どうですか」とお聞きするわけなんですけれども、「わしは年だし、金がないからええわ」という回答がまだまだ多い。

金銭的に耐震化が困難な家庭、年金暮らしの高齢者の家庭、体に障がいを持たれる方の家庭とか、そういう方に対する考え方をお聞きします。お願いします。

#### No.14 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

三治経済建設部長。

#### No.15 ○経済建設部長(三冶金行君)

金銭的に困難だとか、年金暮らしという方への対応ということでございますけれども、この事業につきましては、愛知県と同調して補助しているところでございます。本市の独自の事業は考えていませんので、よろしく願いいたします。

終わります。

#### No.16 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
三浦桂司議員。

**No.17 ○3番(三浦桂司議員)**

他市町では、耐震シェルターと耐震ベッドを補助している自治体もありますが、先ほどの回答では、豊明市はやらないというように聞こえたんですけども、この安価な方法である耐震シェルターと耐震ベッド、これを補助する考えは今のところ豊明市はないという回答でよろしいんですか。

**No.18 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
三治経済建設部長。

**No.19 ○経済建設部長(三冶金行君)**

先にお答えしたとおりでございます、現在の考えは持っておりません。  
終わります。

**No.20 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
三浦桂司議員。

**No.21 ○3番(三浦桂司議員)**

今、豊明市も都市化の波に押されまして、また個人情報保護条例を強く叫ぶ声に押されて、人と人とが共存する社会というものが壊れかけているような気がします。

高度成長時代を経て成熟社会に入って、物はあふれかえっていますけれども、格差や貧困、そういう問題が出てきて、不信感や将来不安というものにさらされております。

この質問は、安全・安心のまちという観点から、どうしても外せないということで、何度も何度も質問してきました。

今、市内のパトロールをしております、不審者対策、あいさつ運動とともに懸念するのは、この豊明市にも、明らかに地震が来たら倒れてしまうんじゃないかと、そういう木造住宅に住んでおられる方がいるということ。

この家は地震が来たらどうなるんだろうな、だれが住んでいるのかなと、そういう思いがどんどん、どんどん強くなって、それが災害時の要援護者名簿づくりにも重なって、こういう

制度づくりも大切だと思いますけれども、先ほど部長は、耐震ローラー作戦は三崎を今続けているということで、その後もどんどん市内を続けていく予定ですか。よろしく願います。

**No.22 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.23 ○経済建設部長(三冶金行君)**

耐震ローラー作戦につきましては、今後も引き続き進めてまいりたいと考えております。終わります。

**No.24 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.25 ○3番(三浦桂司議員)**

「木造住宅耐震改修工事へ期間限定で最大 90 万円補助」というチラシがあります。これは3月1日から3月 25 日まで豊明市は 30 万円の上乗せがあります。

これは昨日から始まったと思いますけれども、何件の申し込みがありましたか、ちょっと教えてください。

**No.26 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.27 ○経済建設部長(三冶金行君)**

申し込み期間が3月1日からということで、昨日からいただいております。昨日におきましては、30 件ということでございます。

終わります。

**No.28 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.29 ○3番(三浦桂司議員)**

30件ですよね。豊明市の枠は先ほど25件しかない、既に1日でもこの枠をオーバーしている。

当局におかれても、私がいつもこの木造住宅の耐震補強の質問をするので、中日新聞でいえば、月初めに「東海地震について」とかいう特集記事が載っていますけれども、そこに従来の60万円から新たに30万円上乗せするというのが大々的に2回載ったので、申し込みが初日だけで豊明市の従来の補正予算の枠を超えてしまった。

国の補正予算なのでどうしようもないと言われるかもしれませんが、だれか言われておりましたけれども、地震はいつ起きるかわからない。きょう起きるか、明日起きるか、我々が生きている間は起きないかもしれません。

お聞きしたいのは、申し込みというのは各市町村ごとに枠を申し込みをするとお聞きしました。豊明市の補正予算で見れば750万円でした。これは30万円で割れば25枠というのはわかりますけれども、ニュージーランドの大地震、また日曜日に発生した地震、こういう直近の地震を見て、あのような映像を見て、今までどうしようかなと思った人がかなり多く申し込みされたと思います。

今、既に1日で枠をオーバーしてしまっている。まだ受付は始まったばかりです。3月25日までの受付期間があります。

今後の対応というのは、豊明市としてはどう考えているのか、ちょっとお聞きします。

**No.30 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.31 ○経済建設部長(三冶金行君)**

本市では、上乗せ補助に関しまして、2月から周知期間としてポスターの掲示、ホームページへの掲載など案内をしてまいりました。

また、新聞紙上にも、議員が申されるように上乗せ補助に関する報道がされたところでありまして、問い合わせ件数が非常に多くありました。

こういう中で今回、国の補正予算の運用につきましては、まれなケースということでありまして、豊明市のみならず県内の他市町においても戸惑っていると、こんなような状況でございます。

ご質問の、申し込みが予定を上回るというようなケースが当初から想定をされておりましたので、今、県と協議をしていると、こういうようなことでございます。

終わります。

**No.32 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.33 ○3番(三浦桂司議員)**

県と協議をしているということは、何か手だてを考えていただけるということだと理解しますが、そのような考えでよろしいのでしょうか。

**No.34 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

三治経済建設部長。

**No.35 ○経済建設部長(三冶金行君)**

豊明市のみならず、先ほど申しましたように非常に多い要望があるということでもありますので、県のほうも調整をしていただけるようなお話もいただいておりますので、このような形で進めて、現在は協議中であるということでございます。

終わります。

**No.36 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.37 ○3番(三浦桂司議員)**

これは木造住宅の耐震というと、住宅のリフォームに若干絡むので、エコカー減税とか家電のエコポイント制度みたいに地域経済活性化に利用できるのではないかなという部分も若干あります。これは、どうしようかなと迷っている人にインセンティブを与えたと思うんです。

耐震補強工事というのは、地域経済政策にもなり得ると思うんです。私は、民主党に対する評価というのは低いんですけども、この政策は支持したいと思います。

ただ、いかんせん急だったと、予算が少ないと、中途半端な感が否めませんので、経済建設部長は土木から経済までが担当ですので、住宅の耐震リフォームというのは、ほか

の産業分野への波及効果というのが大変大きいので、経済活性化の決め手とまでは言いませんけれども、うまくやれば市内業者の活性化の一助を担うではないかなと思っています。

言葉の上では、地方分権とか言っていますけれども、国の政策を地方に生かすということ、県が許可すればというのではなくて、県が許可しなくても、今回、申し込みされた方に対しては、豊明市独自、また単独でもいいので支援していくという考えを、そういう強い意思を持っていただきたいと思いますけれども、即答はできないと思いますので、ほかの質問もありますので、これはこれで、前向きに検討していただけるということを信じて、この質問はきょうは終わります。

続いて、命を守るための広域化促進ですが、1月に文化会館の大ホールで行われたんですけども、認知症講演会では、私も行ったんですけど、すごい人で、800人のホールにもう入れずに、900人ぐらいいたと思うんですけども、ギャラリーなんかにもテレビを設置して見ておられました。それほど今、市民の方はこの認知症ということに対して敏感で興味があるということだと強く思いました。

これは、もうちょっとほかの質問をしたいので、徘徊高齢者家族支援サービスと、いろいろPHSを使った徘徊の高齢者への制度がありますけれども、あれは、前にちらっと聞いたんですが、1カ月500円でしたか、どういう制度でしたかね。

#### No.38 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.39 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

この制度は、市とタクシー会社が協定を結びまして、お一人500円の料金でPHSの発信機を高齢者の方に持っていただきまして、その方が行方不明になった場合は、ご家族がそのタクシーの指令センターに連絡をします。

指令センターから、そのご本人の持っている発信機にまた連絡をいたしますと、そこから発信されるのを指令センターで受けいただきまして、それで近くにおりますタクシーに連絡をしまして、そのタクシーがその方を発見、そして保護していただきまして、場合によってはお宅まで連れて来ていただくと、そういった制度でございます。

タクシーの会社から、1台6,000円でお借りをするんですが、そのうち5,500円を市で負担いたしまして、ご本人の負担は500円ということで利用していただいております。

終わります。

#### No.40 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.41 ○3番(三浦桂司議員)

インターネットパトロール隊のほうに移りますが、これは話を広げますとすごく広がってしまうので、今回も学校関係に絞ってみたいと思います。

インターネットで心配するというのは、犯罪を犯すことと、また犯罪に巻き込まれるという2点あります。

犯罪を犯すという場合は、通り魔殺人のインターネット予告。これも先月、2月の終わりぐらいに大阪でありました。いたずら目的で書き込んだらしいんです。それが、秋葉原の事件がありますので大騒ぎになってしまう。

豊明市でも、思い起こせば3年前、沓掛中学校で起きました。今の教育長にも立ち会っていただきました。

このように、過去にはないさまざまなことが想定されるのが今のインターネットで、そういう時代に入っています。

この部分で学校ができること、家庭ができること、家庭ができることは、今回はちょっと。

学校ができることに対して、今、学校としては、先ほど部長が言われましたけれども、ただただ「こういう教育をしている」ではだめですよ、それだけでいいとお考えですか、部長。

#### No.42 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.43 ○教育部長(竹原寿美雄君)

今、議員がおっしゃられるように、学校教育だけの教育では、このインターネットの問題については、非常に学校だけではできないという部分があります。

と申しますのは、パソコンや携帯電話につきましては、当然のようにご家族、ご家庭で買い与えられていると思います。そうしたことがあります。ほとんど小中学校の場合は、携帯電話、インターネットはご家庭でお使いになっておられます。

ですので、その使い方について、ご家庭の中での教育というのが非常に重要ではないかということは感じております。

ですので、学校教育としましては、学校またはPTAを通じて、そうした学校でのルールづくりだとか、それから家庭での指導、それから情報の提供というのをやっていかなければならないのではないかというふうに思います。

それからもう一点は、こうしたどんどん、どんどんと発展をしていくこのICTの関係、インタ

一ネットの関係で、21年に有害サイト防止法という法律が制定をされております。これは、18歳未満の利用者については、フィルタリング機能をつけるというものであります。ただし、これは保護者の方が解除の同意をすれば、フィルタリング機能もつけなくてよいと、そういうような法律になっております。

そうした法律での規制というのも、非常に重要ではないかと思えます。

ですので、学校教育、家庭、法律、そうしたものが三者で進めていかないと、なかなかこの問題というのは抑えていけない、解決ができない問題だというふうに理解しております。終わります。

#### No.44 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.45 ○3番(三浦桂司議員)

今、部長がフィルタリングのことを申されたので、後で言おうかなと思ったんですけれども、インターネットで怖いのは、この子どもへの性被害も怖い部分があります。

東京都の例ですけれども、悪用されて児童買春の被害に遭った生徒は、表立った数だけでも300名、多くは携帯電話からのアクセスです。有害サイトへのフィルタリング機能を全員がしていなかった。

今、部長が言われるように、有害サイト規制法というのは、携帯電話会社に18歳未満の児童生徒に販売するときに保護者はフィルタリングをつける、これは努力義務なんですね。この努力義務というのは罰則はないので、保護者が販売店で申請すれば、このフィルタリングを外せるわけなんです。

学校側も、犯罪に巻き込まれないという観点から、もっと保護者に呼びかけるというか、保護者が言うことを聞いてくれないわけですかね。部長、それはわかりませんわね。わかりますか。

#### No.46 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.47 ○教育部長(竹原寿美雄君)

わからないというより、情報が行き渡ってないということだと思いますので、こうした「危ない」、「こうしてはいけない」というような情報をどんどん家庭のほうへお流しをするというこ

とを、学校教育のほうとしては、これから進めていかなければいけないというふうに考えております。

終わります。

**No.48 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.49 ○3番(三浦桂司議員)**

情報モラル教育というのは、携帯電話やインターネットの危険性、またインターネットのやみの部分、この誘惑に負けないようにどうすべきか、ネットいじめもあります、どう対応するかという教育もあると思うんです。

授業参観日に授業を行ったり、保護者に知っていただくように取り組んでいる学校も知っております。すべてではありませんので、これから先生は大変だと思います。

すべての先生がこの情報モラル教育を実践できるように、機材を整備して提供していただけるのかどうか、また指導主事の先生がモラル教育に関して一般の教員向けの研修は行っておられるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

**No.50 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.51 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

教員の研修を本市の教育委員会の指導主事がしているということはございませんけれども、こうした問題については、常々その教員の研修の中でもやられているというふうに思っております。そうしたものを、各授業の中で生徒さんにお伝えをさせていただいているというふうに考えております。

先ほど答弁の中で、「明るく安全なネット社会の17条」というものを使いながら児童生徒に指導をしていっているということを申し上げました。こういうものを先生がつくって生徒さんに情報を与えているというふうな状況であるというふうに考えております。

終わります。

**No.52 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.53 ○3番(三浦桂司議員)

私は今、学校の先生は本当に大変だと思います。志を持って教師になられても、モンスターペアレントの問題もある。また、こういう問題にも対応しなければならない。本当に頑張っている先生には応援したいんです。

京都大学を始め、試験時間中に質問掲示板に投稿された問題が、新聞記事にも、マスコミを騒がせております。偽計業務妨害の刑事事件に発展しようとしています。これも携帯の端末から投稿されている可能性が強いと、これは大問題だと思います。

当市においても、試験でこういうことをやられたら、一生懸命頑張っている先生はどうするのか。

今、小中学校、特に中学生ですけれども、携帯電話の学校への持ち込みは禁止となっておりますけれども、一部の生徒は学校の帰りに携帯電話で遊んでいます。

多分、どこかに隠し持っていると言われるかもしれないと言われますけれども、学校への持ち込み禁止の徹底というのは、今どうなっておりますか。

#### No.54 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

竹原教育部長。

#### No.55 ○教育部長(竹原寿美雄君)

今、議員がおっしゃられたように、持ち込みはしないように指導しております。

終わります。

#### No.56 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.57 ○3番(三浦桂司議員)

情報モラル教育とかを一般質問して、「i-モラル」を各学校のホームページにつけていただく、推進していただくということで、僕はすべての小中学校についていると思っていたんですけれども、まだついていない学校もあるので、これは費用がかかるという問題ではありませんので、ぜひ情報モラルサイトの「i-モラル」を、学校のホームページというのは

非常にアクセスが多いので、つけていただけませんか。すべての小中学校のホームページで結構です。片隅でいいので、どうですか。

**No.58 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.59 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

ご提言をいただきましたので、早速、現状を調査いたしまして、対応できるように進めていきたいと思えます。

終わります。

**No.60 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.61 ○3番(三浦桂司議員)**

時間がないので、豊明まつりについて伺います。

予想どおりの回答です。当局としては、そうとしか答えようがないと思えますけれども、再質問いたします。

今年度、豊明まつりは 600 万円計上されていますけれども、秋まつりは 300 万円、夏まつりは 300 万円という、この内訳というのは変える予定はありませんか。

**No.62 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野副市長。

**No.63 ○副市長(平野 隆君)**

現予算の中でお願いしていきたいと思っております。

終わります。

**No.64 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.65 ○3番(三浦桂司議員)**

実行委員会に予算までゆだねるというのは危険だという、前にそのようなあったので、危険だという感覚はありませんか。

**No.66 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野副市長。

**No.67 ○副市長(平野 隆君)**

予算の配分は、今年から夏まつり同様、豊明秋まつりも実行委員会方式としましたが、まだまだできたてですので、事務局は市民協働課に置いて予算の執行、配分に携わっておりますので、今はそういう感覚はありません。

終わります。

**No.68 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.69 ○3番(三浦桂司議員)**

今は市民協働課が携わっていると、いずれは委員会のほうにゆだねるというような考えだと思いますが、そうですね。

**No.70 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野副市長。

**No.71 ○副市長(平野 隆君)**

早く独立していただきたいと思っております。

終わります。

**No.72 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

#### No.73 ○3番(三浦桂司議員)

早く力をつけて独立していただきたいと思うんですけれども、やっぱりこれは、入札とまで言うちょっとオーバーですけれども、何か機材を依頼するときには、やっぱりA、B、Cあったら普通は入札制度があると。委員会にそういうところを一任すると、チャンネルが少ないということで、ややもすれば値段が高くても自分の知り合いのところに依頼するということが起こり得る。

早くそういうところまで力をつけていただきたいと思うんですけれども、副市長は先ほど、職員ボランティアの士気低下はないかというところで、余り士気低下はない、若手が頑張っていると言われました。

確かに若手は頑張っておられます。市の職員の若手は頑張っておられます。しかし、この豊明まつりで部長、次長、課長、ボランティアで頑張っておられる職員はどれだけいるのか。

普通、自分の会社がお祭り、運動会をやるとすれば、民間で言えば社員は無償でお手伝いするのが普通なんです。しかし見ていると、やっぱり一部の職員だけが頑張って、ほかの職員は、ああ自分とは関係ないわというような感覚に見えてしょうがない。

非常に予算が厳しいのは、十分わかっております。毎年毎年ではなくて隔年という考えは、今のところありませんか。そうすると、300万円が600万円になって、2年に1回でも結構盛大にできると、そのような考えはございませんか。

#### No.74 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

#### No.75 ○副市長(平野 隆君)

この豊明まつりは、豊明市のかなり多人数を呼べるイベントだと僕は思っていますので、確かに実行委員会のほうの反省会を聞きますと、逆に2日間の開催をしてほしいというようなこともありますので、隔年開催という考え方は、恐らく実行委員会さんのほうも持っていないし、私どものほうも今は持ち合わせておりません。

終わります。

#### No.76 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

三浦桂司議員。

**No.77 ○3番(三浦桂司議員)**

昨日か一昨日かちょっと忘れちゃいましたが、校舎の耐震が終わったらとよあけマラソンは復活したいということ、復活するのではないかと、次期の市長候補のマニフェストに書いてあると市長が言われたと思ったんですけども、そうすると、豊明まつりの小学校のパレードというのは、復活という考えは全然ありませんか。

**No.78 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野副市長。

**No.79 ○副市長(平野 隆君)**

これは、各学校のことにも関連しますので、協議の上、進めるということになるかと思えます。

終わります。

**No.80 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

残り時間が3分です。簡明にお願いします。

三浦桂司議員。

**No.81 ○3番(三浦桂司議員)**

一般質問の内容としては、きょうはここで終わります。

何げない日常生活の中に「ありがとう」とかそういう言葉が、人情の機微というのを感じるときがたびたびあります。当たり前が当たり前であるように、多くの市民の方の声を聞きながら努めていきたいと思えます。

東海地震に備えて、また災害時の要援護者名簿づくりに、かなりここに集中して質問を今まで続けてきました。

市長さんや退職される部長さん、次長さん、また課長さん、本当に長い間ご苦労さまでした。

地震やゲリラ豪雨等々が発生したときに、地域の皆さんで助け合うことができるまちにしていきたいと思って、私の今期最後の一般質問を終わります。

ありがとうございました。

No.82 ○議長(矢野清實議員)

これにて、3番 三浦桂司議員の一般質問を終わります。  
ここで、10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時9分再開

No.83 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。  
2番 近藤郁子議員、登壇にてお願いいたします。

No.84 ○2番(近藤郁子議員)

何回か一般質問でこの壇に立たせていただきましたが、毎回のように緊張しております。

早いもので、4年前、「議会とはどんなことをするのか見てきてほしい」という仲間の声に、豊明市の子どもたちが、豊明市で育って豊明市から離れることがあっても、親になるときに子育ては豊明市でと思うような、そんなまちになればどんなにいいだろうかと、一念発起したそのときの思いは、今も変わりません。

さて、行政に民間の感覚をと望まれるようになってどのぐらいたつのでしょうか。私自身、30年前、豊明市役所の職員として官の仕事に従事し、その後、民間でサービス業に従事し、いわゆる官と民の両方を経験して感じることは、官は、多様な価値観を持つすべての市民のニーズにこたえることで評価をされるサービス業であるということ。民は、その会社のサービスを選んだ客のニーズにこたえ評価されるということが、大きく異なるということです。

民の場合、たくさんある競争の中から選んでもらうためには、接遇はとても大切で、第一印象も重要です。どうしたら気持ちのいいあいさつができるかの研修もあつたぐらいです。

サービス、つまり売り物を提供するスピードについても、遅くては話になりませんから、そんな点でも、市民から民間の感覚をと望まれるようになったのではないかと思います。

ちょうどそのころ、時代に生き残れる人というのは、力が強い人ではなく、時代の流れが読み取れる人であると聞いたことがあります。旧態依然としていては、頑強であっても時代には置いていかれるということです。

社会、環境など、市民を取り巻く状況は一刻一刻と、一昔前、10年前とは比べ物にならないぐらい何倍も早いスピードで変化していることに、敏感でなくてはならないということです。

行政は、究極のサービス業であると思います。市民のニーズは何か、市民より先に、これから生まれるニーズについてどこよりもだれよりもアンテナを高くして察知することが、時代の流れを読み取るということでしょう。

市民の満足感は、他市町と同じでは普通で、例えば我が子が駆けっこで一等賞になったときのように、市民は我がまち豊明のアンテナがどこよりも高ければうれしいし、誇りを持ってくれるでしょう。

私たち議員は市民の声を市政に届け、その声を方法を駆使して行政に反映させるのは、行政のプロである職員の仕事です。

今期、民間経験を請われて市長になられた相羽市長の民間感覚が根づいて、今後の行政に生かされることを期待したいと思っております。

では、通告に従い質問させていただきます。

地域社会活動推進条例施行1年を迎え、今後の施策展開を伺います。

昨今、地方分権の進展により、地方自治体の自己決定権と同時に、地域で必要な事業は地域で決める住民自治とコミュニティーの重要性が再認識されています。

豊明市においても、区や町内会等地域組織が、それぞれの地域の住民の暮らしをよりよくするために何が必要かを考え、活動していくための仕組みが必要になっています。

それには、強制ではなく、率先してかかわることのできるやりがい、生きがいが必要不可欠です。

平成22年4月に「協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」が制定され、間もなく1年を迎えようとしています。今後、市はどのような施策、支援を考えているかを伺います。

次に、豊明市のキャラクターについて伺います。

地域の活性化の一役を担う目的で、日本中でゆるキャラが生まれています。

4年前、彦根城で見た「ひこにゃん」は、今では見事に彦根市の活性化に貢献していますが、それに負けじと豊明市も、とよあけマラソンのポスターと参加賞グッズとして登場していた「のぶながくん」に加え、「よしもとくん」のキャラクターを誕生させたことは、豊明市の誇れる史跡として桶狭間の古戦場があり、合戦から450年の記念すべき年を迎えるめったにない年回りを生かしたいと願ったからです。

市の職員の手により生まれたイラストの両氏は、元気な豊明市を表現するにはふさわしいものであり、また市民パワーでつくられたのぶなが総踊り「ゆくぞ桶狭間」は、豊明市の活性化を望む市民の手により、現在もより多くの市民に伝えられようとしています。

その会場を盛り上げようと着ぐるみを作成したのは、市の職員の有志の皆さんです。

多くの思いが結集されたキャラクターが、もっと積極的に生かされるべきだと考えますが、今後、市としてはどのように活用していくのでしょうか、伺います。

次に、広報について。

以前にも質問をいたしました。市民と豊明市行政を結ぶ大切なものである広報について

て、再度質問をいたします。

豊明市行政が市民に周知する方法として、広報紙面、インターネット、回覧等が、市から発信するいわゆる広報となっています。

目まぐるしく法律が変わり、それによって直接市民の生活にかかわる事柄も多く、申告主義の行政事務に乗り遅れる市民がいないようにするためには、豊明市の行政に対してより理解を得るためにも、市民サイドに立った広報に努めなくてはならないと考えます。

そこで、今後の広報について伺い、私の壇上での質問を終わります。

#### No.85 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

#### No.86 ○副市長(平野 隆君)

それでは、質問の項目の1点目、地域社会活動推進条例施行1年を迎え、今後の施策展開を問うということについてお答えを申し上げます。

地方分権の流れの中で、国から県、県から市への権限委譲が進められようとしております。

その中で、これからの時代にふさわしい自治体経営を確立するために、地域の住民みずからが、みずからの地域のことを考え、みずからの手で治めていこうという住民自治を強化していくこととは、不可欠であろうと考えております。

そのため、市としましては、福祉、教育、環境等各分野で全市的に活動していただいているNPO団体に加えまして、住民自治の基礎を担っていただいている区や町内会といった地縁的な組織が、やらされ感ではなくてやりがいを感じながら、特色のある活動ができるように支援していくことが必要と考えております。

平成22年4月に施行いたしました「協働のまちづくりをすすめる地域社会活動推進条例」を受けまして、市では今年度、豊明市協働推進委員会の方々のご意見をいただきながら、平成23年度から25年度を実施年度とした「地域社会活動活性化プログラム」というものを取りまとめをいたしました。

このプログラムの4本柱をご紹介いたしますと、1つには、財政支援制度の構築、それと人材支援事業、3つ目、市民提案型事業の推進、4つ目としては地域自治の推進であります。

特に区、町内会の財政支援については、地域の方々が、先ほど言いましたようにやらされ感ではなく、やりがいを感じながら地域の実情に合せた事業を行っていただけるよう、現在、長年据え置きとなっております区の交付金でありますとか、地域への各種の補助金の見直しを図り、地域の裁量で、より柔軟にそれぞれの特色を生かした事業へ予算配分できるような、そんなような制度の構築というものを、区長の皆様とともに協議しながら進

めていく必要があると感じております。

また、人材支援につきましても、区長さん等、地域の役員の方々が、それぞれ個々に課題を抱えながら活動を進めるのではなく、相互に情報交換をしつつ、横断的に課題などが解決を図られるような場や組織の立ち上げについても検討を進めてまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.87 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

#### No.88 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の2点目、豊明市のキャラクターについて回答を申し上げます。

地域活性化の取り組みの一つでありますゆるキャラは、愛知県内で今では40を超えるキャラクターが活躍しております。

市のPRキャラクターであります「のぶながくん」と「よしもとくん」も、現在では、市役所が作成します封筒、チラシ、ホームページ、そして市内企業の名刺、あるいは市民活動のチラシと、20カ所以上でこのイラストが利用されています。

昨年度に完成した着ぐるみや「のぶなが総踊り」は、桶狭間の戦いから450年であった今年度の桶狭間古戦場まつりや、豊明まつりといった市内イベントを大いに盛り上げてきました。

そして、このほかにも、名古屋市、あるいは清須市、また友好自治体の豊根村で行われましたイベントに着ぐるみが参加し、愛知県内を盛り上げながら豊明市のPRに貢献してきました。

着ぐるみについては、豊明市を盛り上げたいというボランティアによって各イベントに参加しており、協働による事業運営となっています。

今後も、ボランティアを継続していき、市内外に出向き、豊明市の活性化、PRに努めていきます。

ホームページに掲載しているのぶながくんイラストは、市民の皆様からイラストの種類を増やしてほしいという要望をいただいておりますので、今後も掲載数を増やしていきたいと考えております。

さらに、「のぶながくん」、着ぐるみ、「総踊り」の活用については、例えば商工会の「ガンボ君」などとの連携や、市民、事業者による使用を促していくことも今後は検討していきたいと考えております。

また、近隣大学との協働作業でPRキャラクターの活用方法を検討するといったことも、シティプロモーションの一環として今後、検討していきたいと思っております。

PRキャラクターの活動は、今後もさらに発展をさせていきたいと思っております。

それから、3点目の質問の広報についてであります。

市民と行政を結ぶ広報手段として、毎月発行しています「広報とよあけ」と豊明市ホームページがあります。

広報紙は、写真で出来事を紹介する「まちの話題」、特にお知らせしたい「市政ニュース」や「お知らせ」、子育て世代の皆さんへの情報を集めた「子育てひろば」、健康診断や予防接種などを集めました「保健」といった、多くの項目ごとに分類をされています。

さらに、情報をより理解していただくために、行政用語の多用を避け、幅広い年齢層の皆さんに読みやすく、親しみやすくを基本に、市政全般の情報を集約し、毎月発行をしております。

また、各戸に配布いただきます町内会の役員の皆さんの負担を少しでも軽減するために、表記の統一を図り、同一情報の重複を避けるなど工夫をして、ページ数の削減にも努力をしてきました。

地域活性化と自主財源確保を目的に、有料広告も掲載しているところでもあります。

ホームページも同様に、目的情報をいち早く収集できるように、カテゴリー別の入口を設けるなど、即時性を生かした情報提供に心がけています。

議員がご指摘の、法の改正等による申請や届け出漏れによって、市民の皆さんが不利益を生じることのないようにするために、特に重要な記事については、紙面の目立つところに配置したり、囲みを利用して注視してもらえるようにレイアウトをし、情報提供をしていきたいと今後も考えております。

以上で終わります。

#### No.89 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員

#### No.90 ○2番(近藤郁子議員)

地域社会活動推進条例について、もう一度伺いたいと思います。

23年から25年度を実施年として、地域社会活動活性化プログラムということは今伺いました。

4本柱と伺いましたが、その4本柱のもう少し具体的な内容がわかりましたら、教えていただきたいと思います。

#### No.91 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

**No.92 ○副市長(平野 隆君)**

先ほど申しました地域社会活動活性化プログラムの内容というご質問であります。

まず、1点目の財政支援制度の構築というのは、区の交付金の見直し事業が主眼の制度の構築であります。

そして、人材支援事業といいますのは、地域のリーダーの支援。これはわかりやすく言うと、区長さん等々の相互の情報交換の場の提供ということを考えております。

それから、市民提案型事業の推進としては、今年度、23年度当初予算に、新しく「ガンバル地域コミュニティ支援交付金制度」を設置させていただく予定でございますので、従来の市民提案型まちづくり事業とあわせて、こちらのほうの区、町内会のほうへの特化したといえますか、そういった新設の交付金制度の創設を考えております。

それから、地域自治の推進という点では、これは地域の自治モデル地区事業というものです。これは、協働のまちづくりの中の項目にもありますけれども、これは地域の課題を、住民相互の話し合いやら、みずから解決を図る一連の取り組みを、地区を選定してモデル的に実践してはどうかという、そういった内容の制度を考えております。

以上で終わります。

**No.93 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

**No.94 ○2番(近藤郁子議員)**

4つの4本柱、これが達成されたときは、とてもすばらしいまちづくりの一端になるのではないかというふうに期待をしたいところなんです、今までの区長会というのが、区長さんの言葉をおかりするならば、区長の連絡会、いろんな市からいただく資料をもらう会だというふうにお聞きしていることもあります。

区長さんの中には、その地域地域で温度差もかなりあると思いますが、その温度差を埋めることに関して、とても困難なことではなかろうかというふうに推測をするわけですが、まずもって、この23年から25年の間に交付金のあり方も変えていこうとするならば、その辺の区長さんのいろいろな考え方、温度差を埋めることも大事じゃないかと思いますが、その点についてはどういうふうにお考えでしょうか。

**No.95 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

平野副市長。

#### No.96 ○副市長(平野 隆君)

平成 22 年度中に一部、区長さんの代表の方を任意的にお願いをして、集まる機会を設けさせていただきました。そこで忌憚のない意見をいただいたというのが、今の現状の状況であります。

その中で、区の交付金が従来から一定額で交付額が変わらないであるとか、それからその配付方法がどうだとか、積算がどうだとかいろいろなご提言の中で、それとあわせて、横断的な区長さん、今、議員が言われましたように、一方的な区長会という会合で終わっているということで、それを各区長さんにご不満ということで、一応、区長さんがそれぞれ地域で抱える、あるいは区長の選出であるとか、町内会費であるとか、そういったこともばらばらで、各地区の特性でやっているわけですけれども、そういった情報がなかなか伝わってこないということで、ひとつそういった、「(仮称)区長連絡協議会」といいますか、そういったものを 23 年度中に区長有志の発案で立ち上げていこうという今、動きになっております。

そこら辺のことも、私どもがタイアップして進めさせていただきたいと思っております。

終わります。

#### No.97 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

#### No.98 ○2番(近藤郁子議員)

区長さんの仕事というのは、まるで行政の出先機関ぐらいたくさんの仕事が回ってくるようです。これまでの質問の中にありましたように、選挙の立会人の選任まで任せられなければいけない。

そういったこともありますので、どうぞ、どなたが区長さんになられてもできるような、どなたにも力をかしていただけるような、そういった区長会、そういったリーダーの養成をお願いしていきたいなというふうに思っております。

豊明市は、割と地域自治にはとても熱心な地域だというふうに私は思っておりましたが、21 年度末の区の加入率を見ますと、60%台の区もあります。

そういった中で、区長さんがどれだけご尽力をいただかなくてはいけないか、そういったリーダー養成、そういったことを区長さんをお願いするというのも含めて、このまちづくりを進めるという条例をつくらせていただきましたのも、地域のこと、もちろん有事があっても

有事がなくても、向こう三軒両隣といった感覚がなくて、やはりいろんな協働ができないだろうというふうな思いもあって、提案をさせていただいたものでありますので、ぜひその60%台の区の加入率が、皆さんが進んで100%、限りなく100%に近い加入率がいただけるように、しばらくの間は区長会だけにお任せするのではなくて、行政のほうでもリーダーシップをとってやっていただきたいなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

続いて、豊明市のキャラクターについて再質問させていただきます。

「のぶながくん」と「よしもとくん」は、随分といろんなところで見えるようになりました。市のマークとしてはとても元気で、ひげの生えた子どもっぽくも見えるんですけども、その辺は違和感といいますか、ちょっと違うような気もするんですが、とてもかわいくて元気があるということで、今後の豊明市の活性化にとっても重要な役割を果たすんじゃないかならうかと思えます。

その辺の感覚が、市民と行政の扱いが若干違うように思うのですが、例えば、「のぶながくん」と「よしもとくん」が、市民にとってはすべての元気の象徴であるように、桶狭間古戦場合戦の450年に向けて市民の思いが込められたことは、行政のほうでもよくわかっていただいていると思うんですが、その後、そういったものをどれだけ活用するかということに関して、もちろん封筒ですとかそういったことでもそうなんですが、もっともっと、例えば市でいろんなことで啓発で配られるものがグッズとしてありますけれども、ティッシュ1つにしても、印刷物の中に「のぶながくん」を載せる、「よしもとくん」を載せる、豊明市の子どもたちに、「のぶながくん」がいて「よしもとくん」がいて、豊明市のあそこに史跡があるんだということが、おのずと我がまちのここのように伝わるできないかというふうに思うわけです。

ですから、今後もっと普及をさせていただく、もっと活用していただくのに当たって、行政の中で配られるいろんな啓発グッズ、青少年健全育成で配られるものですか、そういったものにも、今はどうも各課それぞれで発注をしていらっしゃるというふうに伺ったんですが、どうぞ、それを一括してまとめて発注して、「のぶながくん」、「よしもとくん」の顔を載せるとか、そういったことができないかというふうに思うわけですが、そういったことはできないでしょうか。

#### No.99 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.100 ○行政経営部長(宮田恒治君)

「のぶながくん」、「よしもとくん」のPRキャラクターは、これはあくまでも地域活性化のために今後もPRをしていく考えで、変わりありません。

特に今年度は、桶狭間古戦場 450 周年という年でもありましたので、それに合わせて、これは市外にも大きくこうしたPRができたのではないかなと思います。

また、来年度においても、こうした市外向けについても、依頼があればどんどん出演をして、市外向けに豊明市のシティセールスをしていきたいと思っております。

それから、来年度に向けてのグッズというお話でしたけれども、大きなイベントは一段落してしまいましたので、来年度特にグッズをつくるという予定はございませんが、必要な市役所内の印刷物については、今後も印刷をして継続をしていく考えであります。

それから、来年度ですけれども、先ほど最初の答弁で申し上げましたが、近隣の大学と、地域活性化のためのモデル事業を模索しようという考えを持っておりますので、その地域活性化の一つの要因として、こうしたキャラクターが利用できるのではないかとということもありますので、こうしたキャラクターを利用した地域活性化も、今後はちょっと検討していきたいと思っております。

以上で終わります。

#### No.101 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

#### No.102 ○2番(近藤郁子議員)

450 年は昨年終わってしまいましたので、そのときだけのキャラクターでは終わらせたくないというのが、市民の意向です。

どうも、何となく 450 年が終わってしまったらもうグッズは、もちろんその 450 年に向けたグッズをつくることはないんですが、例えば、さっきも言いましたけれども、市で配る青少年に向けてのものでとか、いろんな啓発グッズとか、そういったものにも、できるだけそういうものを使っただけだと、活性化を望んだ市民もより一層、もっともっと頑張っ、いろんな市民の知恵を出してくれるのではなかろうかというふうに思っています。

キャラクターというのはとても大事で、どこかに遊び心があるということが、市民にとってもとつきやすいというふうに思っています。

例えば、このところちょっとマスコミなんかをにぎわしていますスポーツごみ拾い、ああいったことも、単にごみゼロでごみを拾うだけではなくて、ちょっと遊び心を加えたことですごく効果をなしている。参加者も多いし、ごみの分け方ですとか、そういったことにも皆さんこぞって参加をしてらっしゃるというふうなことが、よく最近のマスコミで聞かれるようになっていきます。

そして、お隣の刈谷市なんですけれども、刈谷市のまちのお土産に、そういったキャラクターとかグッズとか、そういうものができないかというようなアイデアを公募したりとかという

こともあるわけです。

そういったことを例えばここで提案をしていくと、それは商工会だとか、あとスポーツごみ拾いに関しては、そういった実行委員がどこからそういったことをしてくるんじゃないかとか、そういったことではなくて、行政として何かアイデアを引っ張ってくる、そういったことをして下さる、そういったことをできるキーマンを探していくというのも、行政の仕事だというふうに思うんですけども、そういったことに関して、今後どういうふうに考えていかれるか、もしお考えがありましたら教えてください。

#### No.103 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.104 ○行政経営部長(宮田恒治君)

この市のPRキャラクターについての、使用の制限は全く設けてありません。営業用に使われても構いませんということでありますので、もし必要であれば、どんどん営業のほうでも使われても構いませんし、お土産のほうでも使われても構わないという条件にしてあります。

それから今、議員さんの、これは遊び心で使ったらどうだと。非常にちょっとおもしろい提案だなと思ったんですけども、今、さっと思ったのが、携帯の待ち受け画面に、もっと利用できるのではないかなということも思いましたので、来年度ちょっと携帯の待ち受け画面にも、こうした市のPRキャラクターが使えないかどうか、一度検討してみたいと思います。

以上で終わります。

#### No.105 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

#### No.106 ○2番(近藤郁子議員)

今回の議会で、市長さんからのいろいろな考え方を聞く機会がたくさんありまして、その中で、人材ということがとても大事だということ、何回もお聞かせいただきました。

豊明市の行政に期待するのは、職員の一人ひとりがどれだけ豊明市を活性化する、盛り上げるためにいろんなアイデアを出してくれるかということも、少なからずあると思います。

ですから、例えば隣の町でやったことを、うちのまちだったらどうだろうかとか、こういった

ことがあるけれどもというようなアンテナをできるだけたくさん立てていただいて、まず個々のアンテナを立てていただいて、それをまとめて行政の施策にさせていただきたいというふうに思っています。

先ほど、これは今回の通告ではないですけれども、スポーツごみ拾い、そういった遊び心が豊明市にもあると、市民の皆さんも喜んで活性化に協力をいただけるんじゃないかなと思いますので、また、これは次回に機会がありましたらご質問していきたいと思いません。

あと、広報についてです。

前にも質問をさせていただきましたときに思いましたが、市のほうに、「これは市民がみんな知っているのかと」言ったときに、広報で周知する方法しかない、インターネットとか回覧ももちろんあるんですけれども、広報が一番の市民への周知方法だということを、何回も伺った覚えがあります。

なので、再度質問をさせていただいたわけですけれども、きょう偶然にも中日新聞で、社説のところでしたが、「専業主婦の年金」ということで、内容的なことは年金を公平にというようなことでちょっと違ったんですが、その中にあるのが、「行政の広報も十分とは言えない」、どうしてもそういう言葉が出てまいります。

豊明市の広報というのは、行政の顔でもあると、皆さんに「豊明市はこういうことをしている」という顔であるというふうに思っています。

ですから、以前、基金がなくなって豊明市が財政難ではないかというふうに言われているときに、とてもきれいなカラーの広報では、市民に、お金がせっぱ詰まっているよ、まあせっぱ詰まっているということはないんでしょうけれども、もう少し使い方を考えていきたいよと努力しているというふうには、伝わらないのではないかとというふうに申し上げたこともございました。

ただ、広報が市民にとってある意味ほっとする部分でもある、行政でちょっと穏やかになる情報の部分でもあるというふうなことも伺いましたので、カラーの部分もあってもしかりなのかなというふうにも思いましたけれども、ただ、何かにつけて期限のあることが最近多くなっております。

広報というと、変わらない安心感、見られている方に、ああここにはこういうことがいつも書いてあるからと、見慣れている安心感というのも確かにあると思いますけれども、「何日までにはこれをしないと皆さん手遅れになってしまいます」というようなことも多々あるかなと思います。

そういったところに大きく見出しを使って、「必ずこれを見てください」というようなところを2面～3面あたり、前のほうに出していただくとか、そういった創意工夫ということがあれば、広報を見ずに、資源ごみの中に紛れ込むというようなこともないんじゃないかなというふうに思っておりますが、いかがでしょうか。

No.107 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.108 ○行政経営部長(宮田恒治君)

2年ほど前になりますけれども、一度、広報について市民の方にアンケートをとった経過があります。

その中で、広報の評価なんですけれども、「非常に見やすい」、「見やすい」といった方が、約6割以上の市民の方から評価を受けました。

どうしてじゃそういった評価を受けたかという理由の中に、非常に分類された広報の紙面になっていると、自分の欲しい情報が非常に見つけやすいという組み立てをされているというのが、今回の広報のよかった、評価された点であると思いますが、ただ、広報というのは、市民の方全員にお知らせをする情報を掲載しております。年齢層もかなり幅広い情報になっておりますので、ある特定の団体の人だけに情報をお知らせするというのはなかなか難しいと思います。

その方の情報の重要度というのは、やっぱり皆さん読まれる方の、市民の方で多少違うと思いますので、こうしたことも考えて広報の紙面は今後もつくっていきます。

新聞にきょう掲載されていたように、そんなことがないように、市民の皆さんがわかりやすいような情報提供に今後も努めていきたいと考えております。

以上で終わります。

No.109 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.110 ○2番(近藤郁子議員)

私の取り越し苦労で、市民の皆さんが見やすいというふうにおっしゃっているのであれば、それもそうかなと思いますが、ただ、こういった広報が十分ではないということがもうずっと言われているわけです。

そのときのアンケートが、どのぐらいの方々に行き渡ったアンケートかということは、ちょっとわかりませんが、それにあぐらをかくことなく、やはり豊明市が今こうなんだと、そういったことはやはり市民に伝える必要があるかと。

やっぱり理解のできないことには協力はできないというふうに思っています。ちゃんと理解をいただいて周知することで、市の行政がこれだけのことをやっているということをまず

わかっていたく手段は、広報しかないというふうにいつも伺っておりますので、広報はとも大事だと思います。

いつも同じように穏やかな紙面、いつも同じところに同じことが書いてあるということも、とても大事だとは思いますが、同じだから見逃すということも多々あると思います。同じところだから同じようなことが書いてあるのではなかろうかと。

ですから、特筆するようなことがあれば、それをもっとわかりやすく、これはだれだれ対象のということでお書き添えをいただくとか、先ほど部長がおっしゃったみたいに、広報というのは特定の方だけに見ていただくものではなくて、市民全部、ですからうちに配られてきた場合は、老若男女、おじいちゃん、おばあちゃんから子どもたちまですべてかかわることが、すべて書いてあるわけです。ですから、それが同じように書いてあると、どうしても見逃しやすいというのが、広報の欠点でもあるかと思います。

ですから、2年前のアンケートと、もしかして、それから見る人の対象が変わっているやもしれません。できるだけ、「広報に何かお気づきの点がありましたら」ということは、たしか後ろのほうにも書いてあったような気もいたしますけれども、区長さんを始めそういったいろんな意見を聞く場面もたくさんあるかと思いますが、いつもいつも行政が周知したいことがちゃんと伝わっているかどうかの確認をしていただく。見やすいかどうかということよりも、市のやろうとしていることがちゃんと伝わっているかどうか、皆さんに知っていただいているかどうかということも含めて、アンケートをとっていただくことは必要ではないかというふうに思っております。

そういったことは、部長は今月いっぱい退職をなさいますが、できたら、置き土産と言っては何ですが、そういったことの指示をいただいて、もう一度、そういうことをしてはどうかというふうな指示をいただけるとありがたいと思いますが、いかがでしょうか。

#### No.111 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長

#### No.112 ○行政経営部長(宮田恒治君)

先ほど答弁いたしまして、広報についてだけでしたが、情報提供は決して広報だけではありません。ホームページについても情報提供をしておりますので、来年度少しホームページについても、市民の皆様の方からどういうとらえ方をされているのか、これもアンケートをとっていきたいと思います。

広報にしても、ホームページであるにしても、市から情報提供をするというのが使命でありますので、より見やすく、わかりやすくする工夫を今後も考えていきたいと思っております。

以上で終わります。

No.113 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

近藤郁子議員。

No.114 ○2番(近藤郁子議員)

今の部長の回答で、すみません、もう一つ言わなければいけないことになってしまいました。

ホームページがあそこに出てきますと、お年寄りの方はどうでしょうか。ホームページを開くところから、パソコン教室からもう一度始めないといけないんじゃないかならうかというふうに考えてしまうわけです。

いろんな手段がありますが、どなたでも目につく広報に特記して今、特にそこでお願いをしたかったのは、ホームページもありますし、町内の回覧もあることは十分承知していますが、ホームページに戻ってしまうと、もう一度じゃ、高齢者向けのインターネットを見る方法ですとか、スイッチの入れ方からもう一度覚えてくださいというふうなところも、行政としてはやらなければいけなくなるのではなからうかというふうに思っていますので、できましたら、それももちろんしていただきたいとは思いますが、広報を使って、できるだけ皆さんに市のやっていること、市の考えていること、こんなふうにしていくということを知りやすくしていただきたいというふうに思います。

多分、この提案、願いというのは伝わっていると思いますので、ぜひぜひ、それを行っていただきたいというふうに思います。

今回、3点質問をさせていただきました。どれも、一番最初に私が壇上で申し上げました民と官とを比べられる内容の中からピックアップして、本当に細かくして伺わせていただいたつもりでいます。

民間だったら、キャラクターをどこまで生かしていくんだらう、どこまでみんなに興味を持って、地デジ化の「地デジカ」でもそうですよね、あそこまで使うかというところまで使う。

広報についても、ほとんど全戸配布されるようなものに関して、こんなに悠長に、みんなが見やすいと言っているからこんなもんだらうというようなことではなくて、攻めじゃないですけれども、もっと理解していただくようなものに使えないだらうかというふうに、民間だと思ふんじゃないかならうかというふうに思うわけです。

官のいいところ、そして、それに民のスピード感ですとかいいところを、すべて民間に変えるということは、官としては絶対あり得ないというふうに私は思っていますけれども、いいところはたくさん取り入れていただきたいと、そういうふうに願うわけです。

今回、議員削減に関して市民のほうから直接請求が出てきましたのも、議員がもっと積極的にやっていることをPRしていなかった、そのツケが回ってきたということもあろうかと思えます。

それを含めて、私たちも頑張ります。

行政のほうも、そういったことで、できるだけ開かれた行政、皆さんに知っていただくということ、知っていただいて、周知をいただいて理解いただければ協力もいただけるということを、身をもって感じておりますので、ぜひぜひ、そのように行政のほうもやっていただきたいというふうに思います。

以上で質問を終わります。

#### No.115 ○議長(矢野清實議員)

これにて、2番 近藤郁子議員の一般質問を終わります。

ここで、午後1時まで昼食のため休憩といたします。

午前11時50分休憩

午後1時再開

#### No.116 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

15番 山盛左千江議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.117 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず、職員の採用制限を見直し、組織の活性化を求めて質問いたします。

かねてより、休まず、遅れず、働かずとやゆされてきた公務員ですが、もはや終身雇用や年功序列といった特権的待遇への安住が許される時代ではなくなりました。

公務員への批判は、こうしたお役所体質に対するもので、まじめに働く職員には気の毒としか言いようがありませんが、こうした批判は真摯に受けとめ、体質改善、資質向上に努め、信頼を回復していくほかはありません。

権利や特権を持つ側は、そうでない側、市民からの批判により改善、改革の必要性に気づかされるものです。市民ニーズに沿った行政へと前進できるのも、そうしたことのおかげであることを認識するべきです。

硬直化しがちな公務員の人事体系に風穴をあける意味でも、採用要件、人材開発、人事評価や昇格、昇給などのさまざまな見直しを進めていく必要があります。

他市においても、試行錯誤を繰り返しながら努力が進められています。

それは、人事をあずかる人たちの中で、職員給与が市民の血税から支払われていることを強く意識されているからだと思います。

本年度末の職員の退職者は約30人、新規採用は21人で、新陳代謝が進んでまいりま

す。

職員減少下において、住民サービスを維持、拡充していくためには、質、能力に着目した採用、職員の育成が欠かせません。

まずは、入口であります職員採用要件の拡大について質問をいたします。

①将来有望な人材、即戦力となり得る人材を確保するためには、採用のハードルは可能な限り低くしておくべきだと考えます。

現状の年齢制限は、一般職は25歳となっておりますが、それを見直すこと。

また、採用要件を新規採用枠と、経験や技能職に分けるよう求めます。

②欲しい人材は、その選考方法も含めて、それぞれの自治体が自由に選択すればよいのです。幅広い年齢層、経験を持つ方の選考を適正に行うためには、職員任用委員会のメンバーに民間を入れていくことがよいかと思います。

この提案についてもご答弁を求めるところです。

次に、質問の2項目目、老後の不安を解消するために質問いたします。

朝日新聞連載のルポタージュ「孤族の国」が話題を呼んでいます。例えばひきこもり青年の末路、血縁関係の途絶えた人の孤独死、壮絶を極める介護など、いずれも人ごととは思えない現実の切り込みに、時代の警鐘を読み取った方も多いのではないのでしょうか。

老人施設を幾つつくっても、介護保険を充実させても、それらは現在の高齢者や高齢者予備軍に対する対処療法に過ぎないと評論する一方で、その対処療法は決してとめられない、続けなければならない必要不可欠なものであるとも論じています。

孤族でなくても、核家族の増加により、また家族に迷惑をかけたくないなどの理由から、最後は施設でと考える方もいらっしゃると思います。

そこで、老後の不安を解消するために数点質問をいたします。

介護施設の必要量はどのくらいと考えていますか。

この先、団塊の世代が後期高齢者に達するピーク時の施設利用見込み数はどれくらいを想定しておられますか。

現在、施設入所待ちの方々は何人いらっしゃるのでしょうか。

平成23年度予算にグループホーム2ユニット、18床の建設費の補助金が計上されています。また、第5期介護保険計画では、老人ホーム50床の増設も予定されていると聞きました。それで待機は解消されるのでしょうか、お答えください。

老後を住み慣れた地域で、ご自宅で暮らし続けたいと願う方も多くおられます。老老介護、独居老人のみとり、老後の不安解消として、買い物弱者や認知症の問題、見守りなど、さまざまな課題が見えてまいりましたが、これらについてどのような事業を考えていらっしゃるのでしょうか、お聞きいたします。

今議会において、既に買い物弱者や認知症対策などは答弁がされておりますので、それを踏まえて質問をさせていただきますが、ひまわりバスのルート変更、名古屋市と豊明市の境界にあります桶狭間のショッピングセンターの撤退などあり、南部地域の方々、特

にお年を召された方々の不安は大きくなっていると伺っております。

答弁によりますと、宅配給食のサービスに加えて、カタログによる食料品等の注文、配達の事業の紹介がございました。宅配給食の利用者は、高齢者のどのくらいに当たるのか、その人数についてお答えいただきたいと思えます。

アンケートで、市の支援がお年を召されて必要だというふうには回答された方々は、一般高齢者で4分の1、特定高齢者で3分の1を超えていたという答弁があったと記憶しておりますが、そういった方々の救済は十分行われていくのでしょうか。

社協によるワンコインサービスの紹介もありました。

買い物弱者対策は、全国的に進められています。

現在、市担当がつかんでおられる情報、手本としたいと考える事業がありましたら、ご紹介いただきたいと思えます。

質問の3項目目、市政への市民の直接参加の推進についてお伺いします。

今期において、この市民協働、市民参画に関する質問は7回目となります。

協働は、豊明市の基本方針として掲げられており、協働への支援は徐々に進みつつあるものの、区、町内会活動への支援とNPO活動団体への支援に温度差を感じます。

また、市民の行政への参加に対し、当局の意欲の薄さも感じております。

市は、環境や文化、教育、福祉といったテーマ型のNPO活動の必要性をどのように考えていらっしゃるのか。今後、新規事業や予算増なども含め、どのような支援を考えていくつもりなのか、お答えください。

さらに、市民の直接参加という点につきましては、12月議会に議員定数4減を求める条例改正の直接請求が提出されました。この件についての市の見解をお伺いいたします。

行政への市民の直接参加については、市はどのような考えを持っていますか。

また、常設型住民投票条例を制定する考えはありますでしょうか、お答えください。

以上、壇上での質問を終わります。

#### No.118 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.119 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは、質問の1点目、職員の採用の年齢制限を見直すという質問からお答えをしていきたいと思えます。

まず、そのうちの1つ目です。

本市では、大卒の場合、25歳を上限としています。

これは、長期勤続によるキャリア形成を図る観点から、新規学卒者にターゲットを絞った

もので、また新規採用、初任給から定年、退職手当までの人事管理、給与制度すべてを勘案した上で設定した年齢であります。

年齢の高い者を採用するということになれば、初任給もそれなりの金額を用意しなければなりません。採用退職による差し当たっての人件費削減効果も薄れてしまいます。

ただ、年齢要件の設定にあつては、当然、応募状況や職の専門性といったことも考慮する必要があります。今年度を見ても、募集に対して応募者数は十分な状況であります。

なお、専門性の高い職にあつては、過去、事務職とは異なる上限年齢とした職もあります。

今年度においても、技術職は28歳を上限とし、別枠で実施したところでありまして、今後も、このように年齢上限の設定にあつては、適宜決定してまいりたいと考えております。

なお、経験者採用枠については、現在のところ考えていません。

それから、今度は2番目の質問になります。

任用委員会のメンバーに民間を入れてはどうかという質問であります。市は、3次にわたる採用試験を実施しています。第1次が筆記試験、第2次が集団討論または実技試験、第3次が面接試験となります。

基本的な枠組みは変わりありませんが、細部については、逐次見直しをしております。

職員任用委員が評定者となる面接試験についても、質問内容等の細部については申し上げられませんが、民間の面接の流れであります行動特性を評価基準とするコンピテンシー型面接に着目したものを取り入れるなど、工夫をしております。

ご質問の、職員任用委員に市民をについては、今後も常に試験方法の見直しを加えながら、評定者としての資質向上も図った上で、市職員により継続していきたいと考えています。

それから、ちょっと飛びます。今度は3点目の質問の市民協働の推進についてのうちから、12月の議員定数削減の条例の見解を聞きたいというご質問にお答えをしていきます。

豊明市議会の議員の定数を定める条例の一部改正については、この条例を提出したときの意見書でも申し上げましたが、議員定数の問題は、議会による決定が基本であると考えます。

今回の議員定数に係る直接請求につきましては、市民の意見を尊重して提案したものでございます。

それから、もう一つの常設型住民投票条例の制定はというご質問ですけれども、住民投票条例は、自治体の重要な問題について住民による直接投票を行うことを定める条例であります。特定の政策に関する民意を直接確認することには有効であろうと考えます。

反面、複雑な要素を総合判断する必要がある政策については、住民投票の結果だけでは判断できない事柄もあります。直接民主制は、代表民主制の補完にとどめるべきではないかと思えます。

したがって、より慎重な検討と議論が必要であると考えます。

以上で答弁を終わります。

No.120 ○議長(矢野清實議員)

神谷健康福祉部長。

No.121 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より、老後の不安を解消するためについてご答弁を申し上げます。

介護老人福祉施設であります特別養護老人ホーム、そして介護老人保健施設(老健)、そして介護療養型医療施設のこの3施設入所者及び認知症対応型共同生活介護でございますグループホーム、そして介護付有料老人ホームなどの居住系サービス利用者を合計した介護施設の必要量につきましては、第4期介護保険事業計画の中で、平成26年度の利用者見込みを499人といたしております。

ピーク時の利用見込みにつきましては、団塊の世代が75歳に達する2025年、平成37年を想定いたしますと、580人ほどの利用者見込みになるのではないかと推測をいたしております。

施設入所に係る待機者数につきましては、愛知県が平成20年4月1日時点で、特別養護老人ホームに入所を申し込んでいる人を調査した結果によりますと、豊明市の要介護1～5の認定者で待機者は69人、そして3～5の待機者でいきますと42人と公表がされております。

また、ピーク時の待機者数につきましては、算出が困難でございますが、現在の比率から計算いたしますと、80人程度ではないかと考えられます。

介護施設の必要量を充足させるためには、施設の利用者見込みと待機者を加えた数量が必要となりますので、ピーク時の平成37年では、合計660人ほどの必要量と推測できます。

待機者の推計は、今後、介護施設の整備状況により変化をしておりますので、必要量の把握は難しいのが実情でございます。

また、在宅での生活に対する不安解消策といたしましては、第4期介護保険事業計画の3つの重点課題の一つであります地域包括支援センターの機能強化を考えております。

平成24年度に、現在1カ所の地域包括支援センターを市の北部と南部の2カ所とし、高齢者の安定した暮らしを地域ぐるみで支えていくための拠点としたいと考えております。

また、生活援助サービスといたしまして、ヘルパー派遣等を社会福祉協議会に委託をしております、在宅サービス充実のために、第5期介護保険事業計画の中で事業の拡大について検討してまいりたいと考えております。

なお、独居老人のみとりの問題につきましては、医療分野にかかわることもありますので、今後、医師会などの関係機関と連携をしてまいりたいと考えております。

また、先ほどご質問がございました買い物弱者、認知症等につきましては、昨日、一色議員の一般質問に対する回答のとおりでございますが、先ほど追加のご質問をいただきましたので、お答えいたします。

買い物難民の対策といたしましては、昨日もお答えいたしましたが、現在、社協に委託をしておりますヘルパー派遣事業の生活援助員派遣事業の中のヘルパーの方をお願いをするとか、また通常の介護保険の中の事業所ヘルパーの方をお願いするとか、あと昨日もお話しました、現在の宅配サービスの中でカタログで買い物をする。これは今、議員からのご質問もございましたが、約 160 名ほどでございます。

それから今、議員のほうからワンコインサービスということで社協と言われましたが、これはシルバーでございます。シルバーが 23 年度からワンコインサービスを計画いたしております。

そのほかに、私どものほうでつかんでおります買い物難民の関係の施策といたしましては、新聞の報道等でご存じかと思いますが、豊明にも豊明団地という団地がございます、高齢者が大変増えてまいっております、URとそれからセブンイレブン、それから NTT が提携して、そういった団地の中の高齢者のおひとり住まいの方の買い物支援をするという、そういったことを、URのほうは今、順次、全国的に進めているところでございます。

また、愛知県のほうも、今の試験的な試みとして、買い物難民の方の宅配の業務を一部試験的に行っているということが、新聞の報道でもございます。

それから、今いろいろ言われておりますのが、例えば牛乳配達に紙パックになって減ってきておりますが、そういった牛乳配達の中で米、みそ、調味料といった日常の食料品をあわせてお願いするとかいうようなことで、いろいろ調べてまいりますと、買い物難民のお助け事業としましては 48 事業ぐらい、全国的にいろいろな事業が展開されていると聞いております。

これからそういった、特に民間のほうもかなり進出をしてきていると聞いておりますので、そういった民間活力も大いに導入して、施策としてまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.122 ○議長(矢野清實議員)

平野副市長。

#### No.123 ○副市長(平野 隆君)

私のほうからは、市民協働の推進についてのうち前段の部分、テーマ型のNPO活動の必要性をどのように考え、今後どのような支援策を考えているかという点についてご答弁を申し上げます。

地域では、ひとり暮らしの高齢者、外国籍市民との共生、子どもの健全育成から、防災、

防犯、環境美化などさまざまな課題があり、このすべての課題を総合的に取り組まなければならない区・町内会や行政だけでは、解決できないものが多くあります。

市民が必要としているさまざまなサービスを地域でつくり出していくには、福祉、教育、環境、まちづくりなど、特定のテーマに関心を持った市民の力が必要不可欠だと考えております。

市ではこれまで、市民活動室の整備であるとか、NPOの情報発信の支援でありますとか、活動団体が提案する事業への財政支援、市民提案型事業と言いますが、そのほか人材育成事業としてまち育て塾等の講座、あと軽自動車税の減免等の基礎的な支援、公用車や備品の貸し出しも最近始めましたが、そういった基礎的な支援の拡大に努めてきたところであります。

現在、市内のNPO団体は、第4総計スタート時の60団体から104団体まで増加している状況下でもあります。

しかし、今後は市民の暮らしに密着した課題に対して、先駆的で柔軟に対応できる専門性を持ったNPOが増加し、それぞれの分野ごとに市とよりよい協働関係を築いていくことが重要であると考えております。

そのためには、職員の意識改革が必要であり、そこで市では、毎年、豊明市協働推進委員会のご助言をいただきながら、各課の担当者が意見交換をします場であります「協働モデル事業懇談会」を実施いたしております。

その中で、市役所の各課が、それぞれ所管する事業において、NPO団体等の力を引き出しながら協働して事業を進めることができるかという検討を行っているところであります。

今後は、テーマ型NPOに対して求められる支援のあり方のありようが変わってきていると考えておりますので、団体の事業ごとに、市は何を担い、どんな支援をし、NPOは何を担うのか、NPOと行政で相互に役割分担を協議しながら、課題解決に向けて協働で取り組んでまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.124 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.125 ○15番(山盛左千江議員)

それでは、職員の採用について再質問を始めます。

今の答弁ですと、技術職は28歳にされたということで、そのほかについても、年齢要件は適宜決定していくということは変更の可能性があるかと。一般職の場合、事務職ですが、25歳というふうにもうこだわらないというふう理解していいのでしょうか。

近隣市町は、25歳というふうに上限を定めているところは本当になくて、ほとんど平均的に28歳です。30歳というところも結構ありますし、30歳以上というところも県下においては、インターネットで公開されているんですけども、6自治体ぐらいあったかと思います。

そういう状況下にあって、25歳にこだわるのは本当に意味がなくなっていると思うものですから、今の適宜決定というそのもう少し深い意味を答弁いただければと思います。

それから、その採用のところで、経験者枠は設けないということだったんですけども、年齢を上げていくと同時に、専門性を持った人たちもこれから募集していけばいいのか、新人で年齢だけ上げて余り効果がないというふうに思うものですから、そのことをお聞きしたいわけです。

大学院卒の場合は、24～25歳ぐらいで卒業されるものですから、まあいいかと思うんですが、年齢を上げると同時にその経験者枠というのも再度検討されたらどうなのかと。

それから、その理由としては、この先3年から4年ぐらい、大変退職者の見込みが多いというふうに聞いたものですから、その退職者見込み数を答弁いただきたいと思います。

それとあわせて、本当に経験者枠が必要ないのかどうかのご回答につなげていただければと思いますので、お願いします。

#### No.126 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.127 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず1点目の、採用年齢を今後適宜見直すという考えですけれども、今回、この考えに基づいて、技術者枠を、通常25歳でありましたけれども、28歳までに引き上げをいたしました。

それからもう一つ、なぜ豊明市が25歳でとめているかという考えですけれども、これは、市の雇用政策の考えであります。

若い人を採用して、その若い世代の人を市に合った人材に育て上げていくというのが、これまでの豊明市の雇用政策であります。

では、こうした年齢制限を撤廃、あるいはもっと引き上げた場合、どういう結果になるかといいますと、就職が一番困ってくるのは、こうした大学を卒業した若い世代ではないかと思えます。

今春の大学卒業者の就職内定率は、この間、新聞では68%と書いてありました。これは今までの最低だということでもあります。ということは、3人に1人の方は就職の内定がされていないという結果になっております。

こうしたことが、将来的にフリーターにつながっていくのではないかという、社会的な問題にも発展するのではないかと思います。

しかし、市もやはり人材は確保のため必要だと思いますので、年齢の引き上げも必要だと考えております。

そのため、事務職は 25 歳、そして技術職は 28 歳まで引き上げてきました。

民間の企業で、新規の採用者のうち3年以内に離職される割合が3割ぐらいだと言われておりますので、市も 25 歳、あるいは 28 歳まで採用年齢を引き上げておけば、民間からのキャリア採用の枠も、こうしたところで確保できるのではないかと考えております。

それから、あと3～4年後の退職者の数ですけれども、これから退職者は増えていきます。恐らく25年のあたりがピークになると思いますけれども、25年度までに約90名の職員が退職をしていきます。

それから、4点目のキャリア採用の件ですけれども、これは、雇用対策法という法律が新たにできました。新規採用以外の職員の募集をかける場合は、年齢制限を設けることはできないという法律になっておりますので、キャリアの場合は年齢制限を撤廃した中で雇用を計画しなければなりませんので、こうしたことを考えると現在、キャリア採用については検討しておりません。

以上で終わります。

#### No.128 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.129 ○15番(山盛左千江議員)

答弁では、適宜見直すと言われ、技術職は見直した。だけど 25 歳は正しいんだという答弁なわけで、結局、やるのかやらないのかよくわからないんですけれども。

確かに新卒者の雇用の問題はあります。ですけれども、枠を広げたからといって、新卒が入れないわけじゃない。募集していないわけではないですので、上も少し広く採るといだけのことなので、今の答弁は当たらないと思います。

対象者を、新卒を採らないと言っているわけではない。特に新卒の方用のそういった枠もあってもいいんじゃないかというふうに提案しているわけですし、キャリア採用の場合は、年齢枠を逆につけちゃまずいんだというのであれば、撤廃したらいいじゃないですか。

撤廃した上で一番最適な人を採れば、その人が 50 歳なのか 40 歳なのか、28 歳なのか、それは市が一番欲しいと思う優秀な人を採用すればいいわけですから、年齢枠と今答弁されたこととは、必ずしも私は一致しないというふうに思います。

市にとって必要な人をまずは広く募集する、その中からしっかり選ぶ、そういったことの工夫が必要ではないかと。

特に、25 年までのわずか3年の間に 90 人が退職されると、これは物すごいことが起こっ

てくるわけですから、全く新人を一から育成するにしても、行政サービスの点について不安があるんじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

No.130 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.131 ○行政経営部長(宮田恒治君)

年齢枠をほかの市より下げているということは、先ほど言いましたように、極力若い世代の職員を今後も長期にわたって育成したいという考えの中です。

それからもう一つは、今の応募状況から見ますと、この 25 歳のあたりで十分な応募者数がありますので、現在のところはこれ以上引き上げることは、まだ現在は考えておりません。

以上で終わります。

No.132 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.133 ○15番(山盛左千江議員)

いつもこういうかたくなな答弁、やりとりで、ちょっと本当に力が抜けるんですけれども。

本市の 23 年度 4 月採用の求人の倍率ですね、事務職に対して応募者は 106 人、1 次試験を受験したのは 86 人で最終合格者が 11 人ですので、7.8 倍ということになるわけです。

それで、じゃよそはどうかというと、日進市が約 10 倍、それから大府市が 11.2 倍。大府市については、最高 21.4 倍までいったときもありました。大府市は採用枠を 30 歳というふうに広げているわけなんですけれども。

うちのたかだか 7.8 倍で十分だという、そういう考えは私はよろしくない。より多くの中からいい人を採るというのが必要だと思いますし、そのことについては、ちょっと市長にも聞いてみたいというふうに思います。

それから、若い方を雇用して育て上げるということも、それはいいでしょう。

ですけれども、私が一番最初に質問した、壇上で申し上げたことをちょっと思い出していただきたいんですけれども、お役所体質的なところにも批判があるわけです。

ですから、風穴をあけるためにも、いろんな空気の中で育てみえた方を入れたらどうですかというふうに言っている中で、本当に新卒のぴかぴかの人が入ったところの中につ

かってほしくないなど、いろんな中で経験のある人たちが行政を担っていただきたいと思うわけです。

それで、他市においては、例えば海外青年隊の経験をされた方だとか、ボランティア活動の経験のある方とか、あるいはもうあえて主婦というふうに、そういったことにも少し視点を置きながら採用されたりとか、いろいろ採用の中でそういう視点を持ってやっていらっしやるところもあるわけです。

お聞きするわけですが、それで、その若い人を育て上げるというのでひとつ、市長が、月岡議員の質問だったと思いますけれども、職員の研修というか、育成について、民間企業に研修に行かせる。中小企業であったり、「自衛隊」という言葉まで出てきて、ちょっとびっくりしたんですけれども、市長はそういうお考えを持っておられました。

私も、下條村に学ぶということで、職員を民間に研修に行かせたらどうかというふうに以前質問をしたことがありましたので、今議会の市長のご答弁とぴったり合っとうれしい気持ちにはなっていたんですが、そのときはやらないと。今もやらない。市長はいいと言われるが、宮田部長からはやるという答弁が出てこない。

このところが、首長の意思が担当のところで反映されてないというふうに思うんですけれども、若い人を雇用して育て上げる、あるいはその能力を上げるためにいろんな研修をさせていく、その工夫について再度ご答弁を求めます。

#### No.134 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

#### No.135 ○行政経営部長(宮田恒治君)

まず1つ目の、キャリアにして年齢制限を撤廃したらどうだという質問でありますけれども、年齢制限を撤廃するということは、職員応募の中で50代であっても応募の資格はあるということではありますが、果たして豊明市にとってこうした職員が必要かどうかという形になってきます。

もし豊明市でキャリア採用が必要だということであれば、技術系の職員、どうしても職員では賄っていけないような技術系の職員であれば、そういったキャリアも可能かと思いません。

それから、3点目の職員の育成の関係でありますけれども、職員の育成については、これはもう民間の経営感覚を取り入れるという形で、今もずっと研修をして人材育成をしております。

ただ、民間への派遣というのは確かにやられておりませんが、民間への派遣で果たして何年行かせるのか。ただし、長期にわたって地方公務員が民間へ派遣することはできません。

あくまでも研修という名目で短期でしかございませんけれども、民間では直接関係ありませんけれども、今はNPOの団体に対して、短期でありますけれども研修に行かせております。

以上で終わります。

**No.136 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.137 ○15番(山盛左千江議員)**

市長との答弁の食い違いについて、再度お答えを願いたいと思います。

**No.138 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.139 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

民間への派遣については、先ほど言いましたが、長期にわたるような派遣は、今の法律の中ではできません。

短期の研修の程度であれば、それは可能でありますけれども、それは今後、検討していくつもりであります。

終わります。

**No.140 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.141 ○15番(山盛左千江議員)**

ありがとうございます。

では、市長のご意思も継いで、ぜひその職員に合った民間への研修、法に基づいてできる範囲内のことでどんどんレベルアップを進めて、コスト意識のある力が2倍、3倍発揮できるような、そういう若手職員の人材育成に努力していただきたいと思います。

老後の不安解消について質問を移します。

今、待機者が約 70 名ほどいらっしゃるんですかね。それから、団塊の世代の方たちが施設を利用しなくちゃいけないような年齢になるときの不足は 80 名ということに今、答弁がございました。

今現在、壇上でも申し上げましたけれども、18 床、それから第 5 期で老人ホーム 50 床の予定があるというふうに伺っておりますが、それだけ整備されていっても、今、待機していらっしゃる方は何とか解消されていくけれども、次々とまたそういった希望される方が出てくるわけですから、施設の補充というか、増築ということが必要になってくるわけです。

それは介護保険の保険料とセットで考えなくてはいけないわけですが、市としては、私は一番最初の質問で聞いたかったのは、高齢者の中で施設を希望される方のおおよその割合というのがわかっていると思うんですね。だから、今後においても待機者を出さないためにはどのくらいの施設が必要なのか、それをきちっと見越した第 5 期の計画が立てられていくのかということを確認したかったので、最初の質問をさせていただいたんですが、第 5 期については、そういう見通しを私の中で持っていていいんでしょうか。

それが、施設をすべて充足していけば介護保険料が上がっていくものですから、在宅のサービスでもってそれを補っていくということであるならば、その後の在宅の人たちのサービスや見守りのところは大丈夫ですかという質問になっていくんですが、まずは施設のところについてその必要量をきちっと確保していく、そういった考えがあるかどうか、お答えください。

それから、今後の生活支援も含めてのサービスの充実についての考えをお願いいたします。

#### No.142 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.143 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

先ほどもご答弁いたしました、ご質問にございましたその必要量のピークを迎えるのは、平成 37 年、今から 14 年先でございます。

そのときに必要な必要量は 660 床、660 人分の入所が必要だということでございまして、現在、市内のそういった介護施設は、ベッド数 737 ということで 660 を超えておりますが、これは地域密着以外の施設も入っておりますので、地域密着以外の施設につきましては市外の方も利用されますので、そういったことを考えていきますと、まだ 100%ではございません。

逆に、豊明市内の方も市外の施設を利用できますので、そういった意味でいきますと、この尾張東部の広域圏で考えますと、その整備数は今、県下 11 の広域圏がございまして、上位から 2 番目ということで、この豊明市を含んだ広域圏についてはかなり整備が進んで

いるということで、その広域の中で利用していただけるかなというふうに思いますが、最終的には、この第5期介護保険計画をつくる中で、特別養護老人ホームとか老健の整備も考えてまいりたいと思いますが、最終的にはこういった施設は、この圏域におけます県の認可でございますし、市が直営で行うものではございませんので、法人が採算等を考えて手を挙げていただかないとできないということがございますので、そこら辺も見極めながら整備を進めてまいりたいと思います。

それから、それ以外の支援につきましては、昨日もお話しさせていただきましたが、平成24年度に新しく介護保険法が改正されます。その介護保険法の改正が正式に決定すれば、当然、介護保険の対象になる方については、その介護保険法の中でやってまいりますが、一番気になるのは介護保険の対象外の方ですね。そういった方につきましては、昨日もお話しましたが、市が社協に委託するヘルパー派遣事業であります生活援助員派遣事業の拡大充実とか、そういったものに、例えば最終的に入らないものにつきましては、今回の改正に入っております市のオリジナルでつくります市の総合サービス、そういったものに入れるかどうかということも含めて、この国の指針を見ながら、第5期介護保険計画の中で検討してまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.144 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

#### No.145 ○15番(山盛左千江議員)

ピークのところまで考えてどうですかと聞くのもちょっと無謀なことですよ、ごめんなさいね。

そうすると、第5期の最終段階までのその期限で見ると、何とか今の待機者は解消されるけれども、続々と出てくるわけですから、全体としてこのくらいの施設利用の希望者があるということをきちっと、待機者が出ないくらい整備ができるのかということが聞きたかったんですが、それが難しいのか。割合から見て第5期の計画の中で待機者が出ないくらい施設の充足ができるのかどうか。

今、民間から手を挙げてもらわなくちゃいけないからということはあるんですけども、きちっと誘致に向けて努力をされるのかということ、ひとつ聞かせてください。

それから、生活援助ヘルパーの答弁が出てくるんですけども、23年度予算は24万円程度ということになっております。ここでヘルパー派遣のサービスがきちっと受けられる人数といいたいでしょうか、時間数といいたいでしょうか、それはどのくらいの分に当たるのでしょうか。今のその不安に感じている方たちの解消につながるほどの十分なサービス量

というふうにお考えでしょうか、お願いいたします。

**No.146 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.147 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

介護施設の整備につきましては、特別養護老人ホーム、それから老健につきましても、この第5期介護保険計画の中で計画を立てて、そういった誘致が必要であればしてまいりたいと考えておりますし、この圏域の中で計画をしてまいりたいと考えております。

それから、先ほど議員が申されました生活援助員派遣事業の予算は23年度予算でございますので、それは単純に1時間200円で割っていただければよろしいんですが、最終的には24年度に介護保険法の改正の状況を見まして、拡大とか充実を図ってまいりたいと考えております。

終わります。

**No.148 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.149 ○15番(山盛左千江議員)**

なかなか、何かわかったようなわからないような。

施設については、第5期の計画の中で待機者が出ないように計画をつくれるというふうに理解していいのでしょうか、もう一度確認させてください。

結果はわかりませんが、そういう計画を立てて誘致を積極的にしていくということが必要かと思っておりますので、確認をさせてください。

それから、最初の質問の中で、みとりに対する質問の答弁で、医師会など関係機関と連携していきたいという答弁をいただきました。これについても、第5期の計画の中に盛り込んで、そのみとりの部分の不安が解消されていくのかどうか。

ただ「連携したい」ではなくて、計画の中できちっとそういった事業が盛り込まれていく必要があるものですから、その点についてもお答えをお願いいたします。

**No.150 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.151 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

現在の待機者数は69人ということでございますが、介護の3～5、本当に介護の必要な方の分につきましては、この第5期計画の中で充足できるようにしてまいりたいと考えております。

それから、みとりの関係でございますが、もちろん、この介護保険計画第5期の中で計画してまいります。現在、市の医師会のほうは、23年度の新しい事業といたしまして、在宅の医療ネットワークづくりのようなものを医師会のほうが考えておられるということで、医師のネットワークとそれから各個人の高齢者のお宅と、それから市の包括支援センターを結ぶ、そういったネットワークの構築を23年度に考えていかれるということですので、そういったものも見ながら計画の中に入れてまいりたいと考えております。

終わります。

No.152 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.153 ○15番(山盛左千江議員)

在宅の方たちの買い物も、弱者も含めてですけれども、県内、あるいは全国のいろんな事例をもう研究していらっしゃるということがわかりました。

研究しているだけでは進まないものですから、ぜひ、そういったことの実現に向けて着々と進めていただけるように、それはお願いをしておきます。

それから、この件について、施設の入所のことなんですけれども、ちょっと余りよくないうわさを聞いたものですから、確認をさせてください。

ある方に頼むと施設に入れるとか、ある人は政治にかかわる方なんです、「とても力があるので頼りになるよ」と、そういうことで年齢の高い人たちの支持を広げていらっしゃるということをちょっと漏れ聞きました。

高齢者の不安につけ込んで、そういったうわさが流れているんですけれども、現実的に待機者がいらっしゃるわけで、そういう状況から見て、だれかの口利きのなそういうことによって施設の入所の順番が変わるとか、その方が優遇されるというようなことは、現実的に起こり得る仕組みとか、そういったことになっているのかどうか、それは絶対ないというふうに否定していただきたいわけなんですけれども、その入所判定の進め方とか、それとあわせて答弁をお願いいたします。

No.154 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.155 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

議員のご質問のような、そういったお話を私どもは聞いておりません。

それで、これは施設ごとに異なりますが、入所につきましては、施設職員以外の有識者を含む入所者選考委員会におきまして、合議制により優先順位の決定を行っている聞いております。

個人の判断で入所が可能になるようなことはないというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

No.156 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

No.157 ○15番(山盛左千江議員)

では、市民の市政への参加について質問をいたします。

午前中に近藤議員が区・町内会へのいろんな支援のことについて質問をされました。プランをつくって積極的に進めていくというその事業の説明があつて、それはそれでとても必要なことですし、ぜひやっていただければいいかなと。

コミュニティーの希薄さによっていろんな課題が今、浮き彫りになっているものですから、それも重要なことなんですけれども、地域の人たちと専門性を持ったNPOの方たちとの連携ということも必要で、そこがうまくかみ合つてこそ、地域の課題の解決にもつなげていくというふうに私は理解しております。

そういう願いを持って質問をしたんですけれども、その意思は伝わっている。副市長もそのことは重々承知して答弁してくださっているんですけれども、具体的なことを聞くと、「そういったことが重要であるけれども、職員の意識改革が必要だから、推進委員の方たちとの意見交換の場を持ってNPOの力を引き出すようにしていきます」みたいな感じで、じゃ結局何をするのかという具体的な例が出てこないわけです。

かつては、市民協働の活動室を準備していただいたりとか、いろいろとやっていただいたことはよく存じておりますし、ありがたいことなんですけれども、なかなかその部分、NPOの支援が伸びていかないと。

地域に課題が見えれば見えるほど、先ほど申し上げましたとおり、NPOの力もまた必要

になってくるという、そういう中で、私はやっぱり弱いと思うんですね。

ですから、他市においては本当にさまざまな取り組みもあるものですから、両方がともに育ち、力をつけ、市民サービスの向上に行政ででき切らないところを支え合うという、そういったところに進むために、もう一歩何か工夫をしていただきたいと思うんですけれども、具体的な策、今後の取り組みの例などがありましたら、ご披露いただきたいと思います。

#### No.158 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

平野副市長。

#### No.159 ○副市長(平野 隆君)

私も、地域の組織とそれからNPOさんがコラボで連携することはすばらしいことだと思いますので、区のほうにもいろんな課題解決の中にNPOさんを巻き込めるようなことがあれば、ぜひお願いしていきたいというふうに思っているのが1点。

それから、具体的な支援がなかなか出てこないということでもありますけれども、まず職員の意識については、NPOのインターンシップ研修に毎年参加させておりまして、スキルアップをさせるように今もやっていますし、今後ともやっていきたいということでもあります。

それが1つと、それから今、NPOさん、例えば私どもは事業型NPOという言葉も使いますけれども、そうした方とのコラボをどうするかということについては、市民協働課は市の中心の窓口でありますので、そことそういったNPOの団体、それと所管の課、市として市民協働課がNPOさんと各所管の課との、ここの間をコーディネートするような立場にもう一つならないといかぬのだろうというふうに思っています。

それが、先ほど言いました協働のまちづくりの懇談会、推進委員会のご協力だけということではありますけれども、そこで実際、事業型NPOさんに事例発表をしていただいて、そのときに所管課も同席させます。

そうすると、新たな形の委託が望めるとか、新たな展開があるだろうということで、そういったこともやっていますし、それは今後ともやっていきます。

それと、ちょっと視点が違うかもしれませんが、今回から市民提案型については委託ではなくて交付金化ということにしました。

それは一つには、委託であるとなかなか備品の購入が、先々2～3年継続的に続けようと思ったときに、備品購入が要るというときに、果たしてそういう委託でいいのかということが一つ議論の俎上に上がりましたものですから、それについては交付金という手法で支払いをしていこうということが一つ。

それについては、今後とも交付金化を目指すということでもあります。

ただ、今、市民提案型事業で大変申しわけないですけれども、たまたま今は、いい提案であっても1年で終わる。そうじゃなくて、2年～3年継続して、これは予算は絡みますけれ

ども、そういったことができないかというのも、内部で検討はしているということがあります。  
終わります。

**No.160 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.161 ○15番(山盛左千江議員)**

NPO支援の重要性というのはよく認識してくださっていることがわかり、うれしく思います。

ただ、今の提案型のほうの予算ですね、交付金に変えたという金額ですけど、23年度は45万円という予算が組んでございまして、45万円で事業型の活動の支援がどれほどできるのかということもあるわけです。

ですから、事業型の団体はそんなにたくさんないんですけども、ぜひその人たちとひざを突き合わせて懇談をして、推進委員の方ももちろん加わっていただいていた方がいいんですけども、現場の声、何を求めているのか、どういった支援をしてくだされば、地域の課題解決により力が出していただけるのか、そういったことを、ぜひ一度そういう機会を設けていただきたいと思いますと思うんですけども、お願いできますでしょうか。

**No.162 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
平野副市長。

**No.163 ○副市長(平野 隆君)**

遠慮なく市民協働課へ来てください。対応します。

**No.164 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.165 ○15番(山盛左千江議員)**

よろしくお願いたします。  
それでは、そのほかのNPOではない市民の市政への直接参加ということについて質問

いたします。

総合計画の見直しが先ほどされました。そのときの市民意識調査の対象者数、それから回答率というか、回答者数というか、まずそこについてお答えいただきたいと思います。

**No.166 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.167 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

総合計画の意識調査は、対象者 3,000 名の方に送りましたけれども、回答は約 1,000 名の方からいただきました。

終わります。

**No.168 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

山盛左千江議員。

**No.169 ○15番(山盛左千江議員)**

なかなか積極的な参加がなかったということは残念に思いますけれども、市の大きな、最も重要な総合計画の意識調査で 3,000 名ということです。

それで、12月議会の直接請求で署名が 6,400 人ほど集まりました。この 6,400 人というその数は、どのようにとらえていらっしゃいますでしょうか、お願いいたします。

**No.170 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

**No.171 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

議員定数の削減の数につきましては、本来、地方自治法というのは二元代表制をとっておりますので、議会と市長の権限と、それから役割は明確に規定されております。

そんな中で、市長が議会の改革を提案するというのは、これは適切でないと考えておりますが、今回、こうした市民の方からの直接請求でありましたので、そうした市民の方の意見を尊重して、今回の議案を提案させていただきました。

終わります。

**No.172 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.173 ○15番(山盛左千江議員)**

何か市民が出したから仕方なくみたいな、市長の意思はないというふうに聞き取れたわけですけども。

市民の議員定数削減を求めたその運動というか、活動をとらえたある会派の会報に、議会に積極的に参加する市民は、行政に批判的な考え方の方が多いと、海外の例を紹介していらっしゃいましたが、当局にとって、議会にそうした積極的な参加をする市民、すなわち 6,400 人の署名をした市民は、行政に批判的な考え方の方が多いというふうにとらえているかどうか、お願いします。

**No.174 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。  
宮田行政経営部長。

**No.175 ○行政経営部長(宮田恒治君)**

そのような考えは持っておりません。  
ただ、関心はあるんだろうなと思います。  
終わります。

**No.176 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。  
再質問がありましたら、挙手を願います。  
山盛左千江議員。

**No.177 ○15番(山盛左千江議員)**

市民が市政、議会のありよう、議会の改革、行政改革も含めてですが、そういうことに強く関心を持ち、積極的にかかわろうという、そういった意思についてはどうでしょうか。  
評価されますか、ありがたいと思っていますか、お願いします。

**No.178 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

No.179 ○行政経営部長(宮田恒治君)

そういった市民の方も多くなければ、市民参加ということはありませんので、そういった方も評価していきたいと思います。

終わります。

No.180 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

質問者に申し上げます。時間が4分を切りました。

簡潔にお願いします。

山盛左千江議員。

No.181 ○15番(山盛左千江議員)

行政にとって、総合計画の策定なんかでも3,000名程度のアンケートをとられる。今回の数はその倍を超える市民の意思が示されたわけです。

そういったことについては、きちっとらえていらっしゃるようですし、行政に批判的な意見も含めて、参加は歓迎するというふうに私は理解いたしました。

そのことについては、安堵しております。

なぜ批判の声が上がるのかということにきちっと目を向けずに、批判されたこと、強い要求が出たことに対して、その市民を悪く言うのは、大変ふさわしくないというふうに感じております。

協働、常に汗をかくという、市民も行政もともに汗をかいていくという、そういうことを進めていく中で、市にとっても議会にとっても、そういった批判的な声が出てくるということは、逆に言えば本当にありがたいことであり、それも含めての市民協働、市民参加だというふうにとらえるべきだと私は考えております。

その考え方について、ご賛同というか、共感を持っていただければありがたいので、できればこれは市長から一言ご答弁をいただきたいので、お願いいたします。

No.182 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

No.183 ○市長(相羽英勝君)

今の直接請求もありましたけれど、それからこの市民協働というのは、市民は6万8,000人おられるわけですから、この6万8,000人が大きく間違わないような形で、この市民生活が確保、担保されていくようなことを我々は、市政としては一生懸命やる。

そのことについて補完をしていただく意味において、市民協働であるとか、あるいはいろんな分野の専門的な人のお力をかりるとか、そういうようなことは大変意義のあることだというふうに私は思っております。

#### No.184 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

時間が1分少々です。

簡潔にお願いします。

山盛左千江議員。

#### No.185 ○15番(山盛左千江議員)

常設型の住民投票条例については、積極的な取り組みの答弁がなかったように理解しております。

国会の提出も危ぶまれておりますし、知事会のほうからも余り歓迎しないような、そういった動きも出ておりますけれども、県内においては、既にそういったものをきちっと設置しているところもあるというふうに、ご承知のとおりだと思います。

その設置しているところにとって、何か混乱があったのか、別に支障がなければ、国の動向を待たずに、市独自としてもそういった条例制定に向けて努力されたらどうかと思います。

他市の制定されているところの状況の調査、それから今後の設定に向けての取り組みについて答弁を求めます。

#### No.186 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

宮田行政経営部長。

時間がありません。

簡潔にお願いします。

#### No.187 ○行政経営部長(宮田恒治君)

代表民主制が地方自治制度の根幹であります。その中で住民投票は、直接市民の民意を聞くという考えの中では、非常に有効ではあるとは思いますが、今回、国が自治法を改正しようという中の住民投票条例ですけれども、これはこの中で拘束力を持たせよ

うというようなことで改正をされようとしておりますけれども、地方自治制度の根幹を変質させるのではないかと、ちょっと危惧をしています。

そして常設化、個別化という考えですけれども、常設にしておけば手続は非常に簡単ではあると思いますけれども、先ほど言ったように、住民投票条例を行うときは、必ず議論が必要で、検討していかなければならないと思いますので、もし行うことであれば、個別型の住民投票条例が適当ではないかと思えます。

終わります。

#### No.188 ○議長(矢野清實議員)

これにて、15番 山盛左千江議員の一般質問を終わります。

ここで、10分間休憩といたします。

午後2時休憩

午後2時10分再開

#### No.189 ○議長(矢野清實議員)

休憩を解き、休憩前に引き続き一般質問を行います。

9番 石橋敏明議員、登壇にてお願いいたします。

#### No.190 ○9番(石橋敏明議員)

皆さんこんにちは。

議長のご指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

質問に先立ちまして、ニュージーランドで起きた地震で多くの不明者がおられます。日本人も28名と報道されており、静かに見守るしかありません。ご無事を心からお祈りするばかりです。

また、市長を始め、今回退職される職員におかれましては、長い間、大変ご苦労さんでございました。まだまだ前途洋々、以後はそれぞれ十二分に体調管理をされ、ほっとして行き先を誤らないよう、多方面に活躍をしていただくようお願いしております。

それでは、質問に入ります。

最初に、生活の根幹(電気、水道、ガス)を絶たれた世帯及び個人への対応について。

昨今、各地で家庭生活を送るための基本的な必需品ともいべき電気、ガス、水道がとめられて、悲惨な生活を送らなければならない、また、それを強いられる家族が増加しているという報道を耳にいたしました。

大阪では、自治体にも相談せず、当然助けをも求めず、壮年の姉妹が餓死しているのが発見されました。この姉妹は、たしか電気、ガスがとめられていたやに記憶しておりま

す。

この姉妹は、資産家で知られた存在であったとのことですが、近年にマンション経営で失敗、死亡時には預金残高はゼロ。体はやせ細り30キロ少々、胃の中には内容物も確認できなかったとのこと。飽食時代の現在にあって、痛ましい気持ちでいっぱいです。

老人及び独居老人世帯、障がい者世帯、介護世帯などで、世間様の世話になりたくないなど、独立自己心、責任感の強い方が、この種の傾向にあるように思います。

まさに、現代社会の谷間にある人たちだといえるのではないのでしょうか。

行政は、このような人たちをも含め、相談、申請などのしやすい、わかりやすい環境を常に整えておく必要があります。

そこで、質問をいたします。

1、このような状況を市はどのように把握しておりますか。件数なども含め、お示してください。

2、電気、ガス、水道の断絶措置の連絡などは、どのようにされていますか。

また、それについて市の対応と、その方法についてお示ください。

3、解決できた事例などがありましたら、お聞かせください。

次に、老人・壮年生きがいポイントの創設について。

日本は今や、言うまでもなく世界一の長寿国と言われております。市内にも元気で暇をもてあましている方々が多数おられます。

スポーツやサークルのグループなどには入れず、なじめないが、何か生きがい欲しいという言葉が多く聞かれます。

生涯現役世代という言葉も、現在、社会の流行語となっているほどで、みんな元気で多くの経験など、また自己の存在感も保ちたいようです。

そこで、こんな気持ちを一層奮い立たせ、高齢者にみずからの力を発揮していただき、生き生きとした高齢期を過ごすことができるように、応援として老人・壮年生きがいポイントの創設が、一つの有効手段だと考えます。

その活動が、みずからの健康長寿を図り、さらにお互いの支え合いにもなります。

杉並区での長寿応援ポイントを始め、各自治体で現在、この種の高齢者の社会参加応援事業が創設されております。

1、この種の事業についてどの程度、どのように認識されていますか。

2、事業遂行した場合の効果及び波及効果などについて、どのように算定しますか。

3、事業そのものをどう思うか、多方面にわたってお聞かせください。

次に、沓掛城址再建(築城)に向けた取り組みについて。

永禄3年、1560年、桶狭間合戦の前夜、今川義元が宿泊した城として知られております。

沓掛城址は公園として保全されており、見てのとおりであります。

しかし、何か実に寒々、寂しく感じられてなりません。

片や、昨年は桶狭間古戦場まつり 450 年が開催され、それなりに大いに盛り上がりを見せましたが、ここ沓掛城址は恩恵を受けることが少なかったやに聞いております。

日進市の岩崎城を見るにつけ、豊明市民としてもシンボルとして沓掛城の再建が望まれます。数多くの市民から要望もあり、いろんな話の中にもよく出てくる話です。

再建基金を創設するのもよしとし、市民と市、企業並びに商工会、その他団体が連携し、心にロマンを持ちながら実現に向けた取り組みができないものかと考えます。

- 1、この取り組みについての見解を幅広くお聞かせください。
- 2、これまでにこの種の動きや提案の有無はいかがでしたか。
- 3、取り組みが進んだ場合、城址での築城の可否についてお答えください。

次に、選挙公営費・政務調査費の廃止について。

選挙公営の趣旨は、本来、候補者が支出すべき選挙運動の経費を公費負担する制度で、機会均等、公明正大な選挙を行うことを目的としています。

しかし昨今では、市民の目も厳しく、その使用方法などが何かと過大に注目されるようになり始めました。当市議会でも例外ではありません。ポスター代などが何度となく、一部の議員によって指摘されております。

選挙の公明正大は当然のことで、その選挙公営の内容については、いまいち不透明な面も否めません。それらをどうこう言うのであれば、なくしたほうが賢明で、すっきりすると思います。

かわりに、ポスターはすべて白黒で統一、事務局などの撮影で十分ではないでしょうか。

また、選挙公営費相当プラスアルファ程度の資金負担ができない方にでも、資格は真に与えられるべきなのでしょう。与えてもよいもののでしょうか。

少々道草になりますが、数年前のポスターの中には、極度とも思える修正の加えられたものがあり、幻想的でもありました。物議を醸し出したのも事実でございます。

次に、政務調査費について。

過去の政務調査遂行中に一部に不適切な行動があり、指摘されました。これに関係した他市ではその後、廃止したとも聞きます。当議会でも、その支給についても一部で議論がありました。

多々問題が生じやすく、また指摘の多いものなどは、早急に廃止すべきだと考えます。今まさに市民の求めるところであり、経費削減そのものの結果を出さなければなりません。調査は私費で行えばよいと思います。

ちなみに、市議の選挙公営は、ポスター代、レンタカー代、油代、運転手代、総額 42 万 780 円。ハイヤー方式でありますと、これにプラスポスター代で、総額 62 万 6,265 円。それぞれ 20 名に換算しますと、841 万 5,600 円と 1,252 万 5,300 円となります。

別途、はがきの切手代、2,000 枚で 10 万円。これが 20 名で 200 万円と、こういうふうになっております。

1、選挙公営費の廃止は以前、担当課に可能かどうかと聞きましたが、可能ということでした。正式にはどうでございますか、お答え願います。

また、通告文章中の問いにも見解を求めます。

2、政務調査費の件についても、広く見解を求めます。

また、通告文章中の問いにも見解を求めます。

以上で壇上での質問を終わります。

#### No.191 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.192 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

それでは、健康福祉部より2項目につきましてご答弁を申し上げます。

まず、生活の根幹(電気、水道、ガス)を絶たれた世帯及び個人への対応についてお答えをいたします。

そのうちの1点目、このような状況を市はどのように、どれくらい把握をしているかのご質問でございますが、民生委員の方々の日々の地域福祉活動の中や、65歳以上のひとり暮らし高齢者世帯への年末見舞い事業、また、寝たきり高齢者や重度障がい者の方々の友愛訪問事業などの地域活動の中で、状況把握に努めていただいております。情報の収集に努めております。

2点目の電気、ガス、水道の断絶措置の連絡などは、どのようになされているかのご質問でございますが、公共料金に関しましては、それぞれ事業者から未納者本人への通知のみでございます。

したがって、生活保護相談の中でライフラインの断絶などの事実が判明すれば、市社会福祉協議会で取り扱っております暮らし資金や愛の資金などのつなぎ資金により援助をし、なおかつ、その世帯が急迫する状態であれば、生活保護に適切につなげてまいります。

続きまして3点目、解決できた事例があるかとお尋ねでございますが、ひとり暮らしの高齢者世帯等への民生委員の訪問の中で、無年金で蓄えも底をつき、ライフラインが断絶している世帯を発見いたしまして、生活保護につなげたケースが昨年12月に1件ございました。

またもう一件、昨年の夏ごろでございますが、地域包括支援センターのほうに通報がございまして、センターから職員が自宅に駆けつけましたところ、おひとり暮らしの高齢者の方が電気、水道、ガスがとめられた中で、身動きができず介護が必要な状態ございましたので、ヘルパーを入れ介護をしまして、その結果、社会福祉協議会のつなぎ資金と、その後の生活保護のほうへつないでいったケースが1件ございました。

続きまして2項目目、老人・壮年生きがいポイントの創設について順次、ご答弁を申し上げます。

まず1点目、この種の事業についてどの程度認識をしているかのご質問でございますが、これは昨年12月議会の一般質問でも一部、ご答弁をさせていただいておりますが、この制度につきましては十分に内容の認識をいたしまして、現在、研究をしているところでございます。

昨年9月末の時点で、全国で38の自治体がこの制度を導入しておりまして、高齢者の登録者数は約1万3,700人になると聞いております。

3年前に、最初にスタートをさせました東京都稲城市を始め、議員の申されました東京都杉並区、また八王子市、横浜市、鹿児島県の霧島市、そして甲府市や倉敷市、さらに23年度からは八戸市など、複数の自治体が開始予定であり、今後も拡大する傾向にあるというふうに聞いております。

この制度は、元気な高齢者が地域のボランティア活動や文化、スポーツなどの市民活動に参加した場合に、その活動量に応じてポイントを付与し、たまったポイントを商品券と交換したり、介護支援ボランティアポイント制度として、介護支援のために労力を提供した場合に、その対価としてポイントを与え、たまったポイントを現金化ができるシステムや、また、自分自身の介護保険料もポイントで支払いができるようなシステムで運用している自治体もありまして、同じポイント制であっても、全国で多様な取り組みがなされていることは認識をいたしております。

これは、高齢者の介護予防効果への期待だけではなく、地域の活性化や住民同士のつながりの強化を図り、高齢社会を乗り切る地域づくりにつながるものと考えております。

今後は、先進事例を参考に、さらに研究をしてまいりたいと考えております。

続きまして、2点目の事業遂行した場合の効果及び波及効果をどのように算定するのかのご質問でございますが、ポイント制の効果につきましては、議員が示されました杉並区を始め導入自治体では、高齢者の生きがいと健康づくりを上げております。

本市の第4期介護保険計画のニーズ調査では、一般高齢者のうち「生きがいを感じている」と、それから「だれかの役に立っている」と回答した方の8割以上が、「健康である」、また「まあまあ健康である」と答えております。

このことから、高齢期においても人の役に立つ、また生きがいを感じることで、健康を維持する上で非常に大切であるといえ、ポイント制は大きな効果であると期待をするところでございます。

また、65歳以上で元気な高齢者は、介護認定者と介護予防が必要な2次予防事業対象候補者を除けば、約7割になりまして、少子高齢化により労働人口が低下する中で、元気な労働者を労働資源として活用していくことが必要であると考えます。

例えば、介護ボランティアとして生活援助や居宅介護等で活躍していただくことで、人手不足を補うことができるものと考えております。

その他の波及効果につきましては、高齢者が地域に出ることで、地域とのつながりが深まると同時に、高齢者の閉じこもりの予防にもなるなど、多くの効果が期待できると考えております。

続きまして、3点目の事業そのものをどう思うかとのご質問でございますが、日本の労働人口がこの10年間で約770万人減少し、日本経済のシステムダウン、機能不全は確実に到来すると思われま

す。逆に、高齢者はこの10年間で650万人増え、3,590万人になろうとしています。これは、全世界で類を見ない水準であります。

国民一人ひとりにかかってくる経済負担は、加速的に重くなっていく中で、超高齢社会を迎える準備が整わないまま、突入することになります。

このような時代を迎えるに当たり、ポイント制は高齢者の生きがい、健康づくりを始め、労働力の確保などの多様な効果が期待できるものと考えており、先進的な取り組みについて十分研究をしてみたいと考えております。

終わります。

#### No.193 ○議長(矢野清實議員)

竹原教育部長。

#### No.194 ○教育部長(竹原寿美雄君)

教育部からは、沓掛城址の再建に向けた取り組みについてご答弁を申し上げます。

ご質問の1番、この取り組みについての見解、2番、この種の動きや提案の有無。それから3番として築城の可否ということで、ご質問をいただきました。

それぞれ関連がありますので、1、2、3を通してご答弁を申し上げます。

沓掛城址については、古戦場、戦人塚とともに桶狭間の戦いの舞台として、全国的に知られた史跡であります。

過去、昭和56年から昭和61年にかけて5回の発掘調査が行われ、生活用具や建物の跡などが見つかっております。

城址に民俗資料館を建設する提案は、以前にあったと聞いておりますが、沓掛城再建の話も、これに類するものと思われま

す。発掘調査報告書によりますと、当時の建物は天守閣を望む城というより、武家屋敷に近いものであったのではないかという記述があります。

文化財保護の観点からは、史実と異なったイメージをつくり上げることは、極力避けるべきですが、市民の抱く歴史へのロマンも大切に、財産である史跡を活かすことも必要と考えま

す。沓掛城址は未発掘の部分も多く残存しており、現在は公園の状態

す。

地域の子どもたちの遊び場所として、また桜の名所であり、市民の憩いの場としても親しまれております。

この史跡を将来へと守り伝えるとともに、活用していくためには、どんな形で残すことが最適であるのか、調査研究を進めてまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。

#### No.195 ○議長(矢野清實議員)

平野副市長。

#### No.196 ○副市長(平野 隆君)

それでは、選挙公営費の廃止についてということで答弁をさせていただきます。

選挙公営は、議員が壇上で申されましたとおり、ポスターの作成、あるいは選挙運動用自動車の使用関係、選挙運動用はがきの郵送代等々、そのほか、ビラの作成でありますとか、選挙広報の発行費、ポスター掲示場の設置費などがございます。

この選挙公営は、法律に基づくものと、条例に基づくものとの2種類に、大きく分けられます。

選挙運動用はがきの郵送に関する公営は、公選法の規定によるもので、これは廃止をすることはできません。

また、それ以外、選挙運動用はがきの郵送料以外の公営は今、条例があります。「豊明市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例」など、市が制定した条例により行われております。

これは、仮ですけれども、選挙公営費が必要ないというふうに判断をされたときであれば、それは条例を廃止するということは、これは不可能ではありませんが、廃止することは現在、考えておりません。

そして、文中の問いにもご見解をということですが、この選挙に立候補するには、供託金が要るとか、選挙運動費用など相当な費用が必要でございます。

当然、立候補される方は必要な費用は準備といいますか、用意されていると考えております。

いずれにしましても、この選挙公営費は、議員も言われましたとおり、立候補の機会均等を図るために設けた条例であるということで、ご理解をいただきたいと思っております。

終わります。

#### No.197 ○議長(矢野清實議員)

宮田行政経営部長。

No.198 ○行政経営部長(宮田恒治君)

それでは同じく2点目、政務調査費について答弁を申し上げます。

政務調査費については、平成12年の地方自治法一部改正により制度化をされてきました。

市においても、平成13年から条例を施行し、議会の会派に対して、この政務調査費を交付しています。

使途基準については、規則及び市議会運営に関する申し合わせ事項において定めておまして、また、条例において収支報告書の提出も義務づけております。

市の政務調査費は、議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、条例、規則に基づき適切な交付がされていると認識しておりますので、変更等が必要な場合は一度、議会においてご協議されますようお願いいたします。

以上で終わります。

No.199 ○議長(矢野清實議員)

一通り答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.200 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。

じゃ、1番目から再質問をさせていただきます。

水道、ガス、電気、これは私の覚えている限りでは、豊明団地でも二十数年前、私も2件ばかり記憶をしておりますが、お年寄りが亡くなった例がございます。

本当に惨めといいますか、話を聞くのも惨め、何とかならなかったのかということで、当ても申しわけないんですが、民生委員さんの話も出たり、いろいろ近辺でそういう話が出ておりました。

非常にむごたらしいことでございますので、そういうことのないように常々、注意を払っていただきたいと思います。

それと、ちょっと話の中で、電気、ガス、水道、これは特定の大きな会社が多いのですが、こういうところから、いまだに切られたところの連絡が自治体がないということ、今度、私は初めて知ったわけですが、それでするずっと来て、問題はないと当局としては思っておられたのかどうか、聞かせてください。

No.201 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.202 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

現行では各事業者とも、やはりこれは個人情報ということで、役所のほうには通知をいただいております。

終わります。

**No.203 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.204 ○9番(石橋敏明議員)**

個人情報は非常に問題の多いことですが、すべて何でもかんでも個人情報、個人情報で逃げられるのですが、その網の目をくぐって、いろんな面で被害をこうむった方についてはどうなのかと。

逆に、私も読んだことがあります。個人情報も、各自治体とかいろいろ学校関係だとかで、過大評価をし過ぎるというふうな文章も、かなり最近、中に入っております。

だから、その辺も個人情報、個人情報といいますが、その辺まで本当に踏み込んでやっておられるのかどうか。

ただ、一声で個人情報だということで、逃げに使われているんじゃないかというふうに受け取れる面が多々、行政なんかではよく感じられるのですが、その辺はどうなのでしょう。ちょっとご答弁を願えますか。

**No.205 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.206 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

この個人情報保護に関する見解は、それぞれ皆さんでお持ちだと思っておりますが、この事業者につきましては、出していただけないということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

終わります。

**No.207 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.208 ○9番(石橋敏明議員)**

それはしようがないですが、今後、できるものであれば、そういったものを極力、何かいい方法で取れる方法があれば、やはり取らなくてはいけない問題じゃないかと、私はそう思います。その辺いかがでしょうか。信憑性はございませんか。

**No.209 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

**No.210 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)**

やはり事業者から見ますと、個人の情報を外に流すということは、大変これは壁が高いということがございますので、先ほど申し上げましたように、地域の民生委員さんの日常の活動の中で、また今回、地域包括支援センターのほうに通報がございましたのも、夜になっても電気がついていない。ずっと真っ暗だというようなことで通報がございましたので、やはりそういった地域の方の民生委員さん、それから近所の方の日ごろの見守りから、そういったことを1つでも発見をしてまいりたいと考えております。

終わります。

**No.211 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.212 ○9番(石橋敏明議員)**

それは、そういう面でわかった方については本当に幸いだったと思うんですが、それはごく一部分だろうと思います。

何につけても、大体そういうことになるわけですが、そこでちょっと通告にはありませんが、そういうことで、ここ数年来、豊明市では孤独死とかは、そういった民生委員さんがすぐ気づけばいいんですが、なかなか気づかないというような面も多々あるように聞いたことがあるんですが、その辺いかがでしょうか。答弁できますか。

No.213 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.214 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

今、手元にそういった統計的な数値は持っておりませんが、私が去年、この職についてから数件、お年寄りの方で、おひとりで亡くなっていたというお話は聞いております。

終わります。

No.215 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.216 ○9番(石橋敏明議員)

やっぱり今、子どもさんだとか、子どもの虐待だとか、こういうことで独居老人、特に老人がこういうことで亡くられるというのは、本当に今は核家族で、なかなか親子の関係もまならない状態が続いております。

自治体はその辺は十分ケアといいますか、その辺はやっていかなければいけないなど、こう思っておりますので、今後ともまた、いろいろご努力をいただきたいと思います。

次に、行きます。

老人・壮年生きがいポイントについてであります。これはとにかく、こういったものについて研究ということなんです。どれぐらい研究されていますか。

一言に研究と言いますと、すべて網羅したような感じになるんですが、具体的に何か研究されている、進歩の状態ですね、こういったものがあれば答弁ください。

No.217 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

No.218 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

このポイント制について、どのぐらい研究をしているかというお話でございますが、私どものほうといたしましては、24年度から始まります介護保険計画の中に組み入れていくことができれば、していきたいということで、本格的には23年度に研究をさせていただきます。

が、その前段階として、本年度に高齢者の方にアンケート調査を行いました。その中で、このポイント制につきましても1項目加えまして、こういったポイント制度ができれば、それに参加したいですかというような調査項目を設けたアンケート調査で、ニーズ調査を今年度行っているところでございます。

終わります。

#### No.219 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.220 ○9番(石橋敏明議員)

調査をするだけでもまあ一歩進歩かなと、こういうふうには評価はさせていただきます。

それで、私もたくさんインターネットで見ていると、杉並区が一番早く出てきましたので、これですが、最高 600 ポイントをいただける。それで1ポイントが 50 円ですから、3万円になりますかね。1回のあれで3万円。かなりお金になるということですが、それだけ豊明市は、これは財政が大変だなと、実は思いました。

数人のこういう方のお話も、常々「何とかやってくれ」と、ただ「やれやれ」ということなんです。が、「後は考えろ」と、こういうお話で要望がございます。

この杉並区の例をとりますと、ここでも1回のあれが3万円という相当な金額になりますので、とてもじゃないが、豊明市の財政はもたないということだろうと思います。

これを、ポイントでもお金に換算するということだけではなく、お金に換算しなくても、労力といったものに換算するだとか、いろいろそういうお話も過去にはやりました。

お金を要求しているわけではありません。とにかく今、健康なうちに、何がしかをやりながら、健康にも役立つし、それから人とのコミュニケーションも図れますし、そういったこと。

それから、世の中の役に立つ、こういったことも大切ですので、そういったものを楽しみながら、特に独居老人の方もみえますので、そういう方に聞きますと、1人になったときに、逆に、お金ではなしに支援をいただきたいと。こういうのが現実です。すべてをお金に換算することではなしに、幾らでも考え方でできると思うんです。だから、そういうことで考えていただきたいなど。

こういうものも一応市民に、こういった趣旨のものをやりたいと、何かいいアイデアはないかとか、これはアイデア五輪なんかの一つの目玉にしてやったらどうかなと、私自身はそう思っているわけですが、その辺の見解はいかがでしょう。

#### No.221 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

神谷健康福祉部長。

#### No.222 ○健康福祉部長(神谷巳代志君)

ただいま、議員が申されましたとおり、このポイント制にはいろんなやり方がございまして、今、ご紹介をいただきましたのは、税金で賄うというような趣旨のようでございますが、内容によりましては先ほど、議員も申されましたように、労働力は将来、見返りがあるというようなお話もございまして、あと受益者負担で今、お仕事をしてその受益者負担でいただいたものをポイントとしてためていって、ポイントはカードに、それからそのお金は口座にと、そのカードと口座がリンクしておりまして、将来的にはそれが使えるというような形とか、いろんな形がございまして、そこら辺も総合的に研究しながら、また、この23年度に第5期介護保険計画を立てる中で、市民の方のご意見も聞く機会があれば、どんどん聞いてまいりたいと考えております。

終わります。

#### No.223 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.224 ○9番(石橋敏明議員)

今、そういうふうで部長のほうからお話がありましたが、やはり一歩足を出さないと、手を出すこともいいですが、一歩本当に踏み出さないと何も進みません。

研究しています、ああです、今後考えるようにしようとか、そういうことでは進みません。

やはり、それにつきっきりでなくてもいいわけですから、一歩ずつ着実に実行に移す。よそは、もうこういう人に実行しているわけですから、いい方向であれば、実行にすぐ移すような感じで進めていただきたいなど、こう思います。

それでは、この件はこれで終わります。

特に、これはB型の質問だと思うんですが、沓掛城址の件は、私は常々日進市のほうに行きますので、岩崎城はいいなと思います。

あちらこちらでお話をしますが、何とかならぬかと。ちょっとぐらいなら、バラックぐらいだったら俺、寄附するぞというような方も、実はみえます。だから、そういったことも一つ考えていただきたい。

それから今、2番のこの種の動きは何か前にあったということですが、どれぐらいまで進

んだ状態でしょうか。おわかりでしたら、お聞かせください。

**No.225 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

**No.226 ○教育部長(竹原寿美雄君)**

ご答弁の中でも申し上げましたが、民俗資料館を建設するという話があったということは、これはかなり以前の話ですので、記録に残っておりませんので、具体的にどういうことかわかりませんが、その民俗資料館がつかれなくて話で終わったというのは、これもご答弁で申し上げましたけれども、あそこの地域の部分には、まだ未発掘の部分が残されております。

そうしたところに、そうした建築物を建てるということが、一つの要因だったのではないかというふうに推測をしております。

以上、終わります。

**No.227 ○議長(矢野清實議員)**

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

**No.228 ○9番(石橋敏明議員)**

これはけさ、ちょっと考えていたんですが、国のこういう補助金だとか、そういったものがいろいろあるというのですか、これはないかもわからないですが、亀山市にお邪魔したときに、亀山市は商店街を活性化してきれいになりたいが、お金がないと。何かやれることはないかと。

そしたら、どういう課か知りませんが、職員さんが2人で、じゃ、私どもがちょっといろんなものを研究してみようということで、いろいろ国や県のそういう補助金の問題とか、そうしたら即、県のそういう問題が引っかかってきた。これを何とかできぬだろうかということで三重県に話をして、非常にきれいなまち並みをつくっています。

いろんな問題には、やっぱり取り組まないとだめなんですよ。だから、そういった取り組みをやる気はないですか。ご答弁ください。

**No.229 ○議長(矢野清實議員)**

答弁を願います。

竹原教育部長。

No.230 ○教育部長(竹原寿美雄君)

取り組みということでありませけれども、議員のご質問の中に「ロマンを持ちながら実現に向けて」というお言葉がありましたけれども、私どもは住民の夢を一つひとつかなえていくのが行政の仕事だと思っております。

現在、中国の四川省の悲惨な学校現場の現状を目の当たりに見て、子どもたちのご両親が安心・安全で勉強ができるということと今、耐震工事を鋭意進めております。

これが教育施設には24年度までかかります。そうした財源的なものの裏づけがどうしても必要になりますので、そうしたものが一段落したところで、そうした次の課題として取り組んでいきたいと、そういうふうに思っております。

以上、終わります。

No.231 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

No.232 ○9番(石橋敏明議員)

耐震をやっていると言っても、工事は業者がやるわけです。だから、そう単細胞で、地震でこれをやっているからほかはできないと、こういう答弁はいただけません。

やはり、いろいろな面をやるわけです。単細胞とは失礼だけど、そういうふうにやっぱりB型はたくさんやりますので、本当に冗談抜きで、いろいろな面で手を広げてやらないとできません。

1つが終わってからどうか、そうしたら次のやつが、またほかに出てきます。必ず出てくる。出てこなければおかしい。出てきますよ。

だから、それはいろんな角度から、今のポイントの問題にしろ、いろいろやっぱり、そういうふうで行政というのはやっていかなきゃいけない。一つひとつということで着実さも必要ですが、やるのは業者。ちゃんと見るところを見ておけばいいわけですから、そういうふうなことで努力はしていただきたいと、こういうふうに思います。

こういうものも、すぐできないから私は「ロマン」と言ったんですよ。すぐできないからロマン。実際やるには何十億と要るでしょうから、それは数年でできるとは思いません。そういうふうでできませんけれども、ロマンを求めながら、やっぱり市民みんなが、何年かすると城ができるかわからぬぞと。今度、部長が退職金を10万円でも出そうとか、こういうことになるかもわかりません。

基金の1つをつくることも、やっぱり必要かもわからぬですよ。それぐらい一歩足を出さないと何もできませんよ。そうでしょう。ひとつよろしく願いいたします。

次に、選挙公営費と政務調査費の問題に移ります。

これについては読ませていただいた、このうちの文章だけにとどめておきます。

もう何だかんだと言うのだったら、本当にやめてすっきりする。それは完璧ではないですから、完璧にするといっても、また問題がいろいろ出てきます。

選挙公営費は、私はここにこう書きましたけれども、そういうものは元来、やっぱり自分で出すのが筋だと思いますが、これは機会均等、それはそうかもしれませんが、私は機会均等というのはどうかというふうに、個人的には思います。

そういうことで市長、首長として言いにくいでしょうけれども、廃止することについてはいいですよ。市長、ちょっと。

#### No.233 ○議長(矢野清實議員)

答弁を願います。

相羽市長。

#### No.234 ○市長(相羽英勝君)

今、事務局というか、宮田部長と平野副市長が答弁させていただきましたけれども、私は今度、選挙をやらぬ身でありますから、余り勝手なことを申し上げるというわけにはいきませんが、こういう選挙公営費、あるいは政務調査費については、正直いって、それなりのやっぱり意義があって、こういうところに今来ていると思っているんです。

問題は、社会だとか経済、あるいは市民の感情が変わってきていることも事実だと思います。

ですから、そういうものに即応しているかどうかというのは、ぜひ議会の議員の皆さんのところで、よく吟味をしていただいて、そして、しかるべき方向づけをしていただけると、私は一番ありがたいし、市民もそういうところを願っていると、こういうことではないかというふうに思っております。

以上です。

#### No.235 ○議長(矢野清實議員)

答弁は終わりました。

再質問がありましたら、挙手を願います。

石橋敏明議員。

#### No.236 ○9番(石橋敏明議員)

ありがとうございました。

非常に難しい問題だとは思いますが、今や、市民感情は結果を出せねばならないと、結果を求めております。

議員全員が真摯に受けとめることを期待して、提言としておきます。

以上、ありがとうございました。

#### No.237 ○議長(矢野清實議員)

これにて、9番 石橋敏明議員の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りいたします。明3月3日から3月6日までの4日間を休会としたいが、これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

#### No.238 ○議長(矢野清實議員)

ご異議なしと認めます。よって、明3月3日から3月6日までの4日間を休会とすることに決しました。

3月7日午前 10 時より本会議を再開し、議案質疑・委員会付託を行います。

本日はこれにて散会いたします。

長時間ご苦労さまでした。

午後2時59分散会

